

令和 8 年

第 2 回定例会

会議録

令和 8 年 6 月 1 5 日

令和 8 年第 2 回 江 差 町 議 会 定 例 会  
(第 1 号)

◎期日及び場所

令和 8 年 6 月 1 5 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分 江差町役場 議場

◎議事日程

- |         |                  |                                                           |
|---------|------------------|-----------------------------------------------------------|
| 日程第 1   | 会議録署名議員の指名       |                                                           |
| 日程第 2   | 会期の決定            |                                                           |
|         | 〔議長諸般の報告〕        |                                                           |
| 日程第 3   | 所管事務調査の報告について    |                                                           |
| 日程第 4   | 閉会中の継続調査の申し出について |                                                           |
|         | 〔町長行政報告〕         |                                                           |
| 日程第 5   | 一般質問             |                                                           |
| 日程第 6   | 報告第 1 号          | 令和 7 年度江差町一般会計継続費繰越計算書について                                |
| 日程第 7   | 報告第 2 号          | 令和 7 年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について                              |
| 日程第 8   | 報告第 3 号          | 令和 7 年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について                    |
| 日程第 9   | 報告第 4 号          | 令和 7 年度江差町公共下水道事業会計繰越明許費繰越計算書について                         |
| 日程第 1 0 | 報告第 5 号          | 和解及び損害賠償額の決定の専決処分について                                     |
| 日程第 1 1 | 報告第 6 号          | 和解及び損害賠償額の決定の専決処分について                                     |
| 日程第 1 2 | 報告第 7 号          | 和解及び損害賠償額の決定の専決処分について                                     |
| 日程第 1 3 | 承認第 1 号          | 令和 8 年度江差町一般会計補正予算 (第 3 号) の専決処分の承認を求めることについて             |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 号          | 江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について                                |
| 日程第 1 5 | 議案第 2 号          | 令和 8 年度江差町一般会計補正予算 (第 4 号) について                           |
| 日程第 1 6 | 議案第 3 号          | 令和 8 年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算 (第 1 号) について                    |
| 日程第 1 7 | 議案第 4 号          | 工事請負契約の締結について                                             |
| 日程第 1 8 | 議案第 5 号          | 工事請負契約の締結について                                             |
| 日程第 1 9 | 発議第 1 号          | 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について                                  |
| 日程第 2 0 | 発議第 2 号          | ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について          |
| 日程第 2 1 | 発議第 3 号          | 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出について |
| 日程第 2 2 | 発議第 4 号          | 道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版) を                              |

|         |         |                                          |
|---------|---------|------------------------------------------|
|         |         | 見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について |
| 日程第 2 3 | 発議第 5 号 | 令和 8 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について          |
| 日程第 2 4 | 発委第 1 号 | 交流人口拡大に関する事務調査について                       |
| 日程第 2 5 | 発委第 2 号 | 郷土芸能の維持・継承に関する事務調査について                   |

## ◎会議に付した事件

|         |                  |                                                           |
|---------|------------------|-----------------------------------------------------------|
| 日程第 1   | 会議録署名議員の指名       |                                                           |
| 日程第 2   | 会期の決定            |                                                           |
|         | 〔議長諸般の報告〕        |                                                           |
| 日程第 3   | 所管事務調査の報告について    |                                                           |
| 日程第 4   | 閉会中の継続調査の申し出について |                                                           |
|         | 〔町長行政報告〕         |                                                           |
| 日程第 5   | 一般質問             |                                                           |
| 日程第 6   | 報告第 1 号          | 令和 7 年度江差町一般会計継続費繰越計算書について                                |
| 日程第 7   | 報告第 2 号          | 令和 7 年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について                              |
| 日程第 8   | 報告第 3 号          | 令和 7 年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について                    |
| 日程第 9   | 報告第 4 号          | 令和 7 年度江差町公共下水道事業会計繰越明許費繰越計算書について                         |
| 日程第 1 0 | 報告第 5 号          | 和解及び損害賠償額の決定の専決処分について                                     |
| 日程第 1 1 | 報告第 6 号          | 和解及び損害賠償額の決定の専決処分について                                     |
| 日程第 1 2 | 報告第 7 号          | 和解及び損害賠償額の決定の専決処分について                                     |
| 日程第 1 3 | 承認第 1 号          | 令和 8 年度江差町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認を求めることについて               |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 号          | 江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について                                |
| 日程第 1 5 | 議案第 2 号          | 令和 8 年度江差町一般会計補正予算（第 4 号）について                             |
| 日程第 1 6 | 議案第 3 号          | 令和 8 年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第 1 号）について                      |
| 日程第 1 7 | 議案第 4 号          | 工事請負契約の締結について                                             |
| 日程第 1 8 | 議案第 5 号          | 工事請負契約の締結について                                             |
| 日程第 1 9 | 発議第 1 号          | 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について                                  |
| 日程第 2 0 | 発議第 2 号          | ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について          |
| 日程第 2 1 | 発議第 3 号          | 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出について |

|         |         |                                                                     |
|---------|---------|---------------------------------------------------------------------|
| 日程第 2 2 | 発議第 4 号 | 道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について |
| 日程第 2 3 | 発議第 5 号 | 令和 8 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について                                     |
| 日程第 2 4 | 発委第 1 号 | 交流人口拡大に関する事務調査について                                                  |
| 日程第 2 5 | 発委第 2 号 | 郷土芸能の維持・継承に関する事務調査について                                              |

#### ◎出席議員（12名）

|   |   |     |   |       |
|---|---|-----|---|-------|
| 議 | 長 | 萩   | 原 | 徹     |
| 副 | 長 | 塚   | 本 | 眞     |
| 議 | 員 | 打   | 越 | 東 亜 夫 |
| 〃 |   | 飯   | 田 | 隆 一   |
| 〃 |   | 小 野 | 寺 | 眞     |
| 〃 |   | 室   | 井 | 正 行   |
| 〃 |   | 小   | 梅 | 洋 子   |
| 〃 |   | 西 海 | 谷 | 望     |
| 〃 |   | 出   | 崎 | 太 郎   |
| 〃 |   | 田   | 畑 | 豊 利   |
| 〃 |   | 大   | 門 | 和 幸   |
| 〃 |   | 増   | 永 | 一 彦   |

#### ◎欠席議員（0名）

#### ◎出席説明者

|           |   |     |   |       |
|-----------|---|-----|---|-------|
| 町         | 長 | 照   | 井 | 誉 之 介 |
| 副         | 長 | 出   | 崎 | 雄 司   |
| 教         | 長 | 岸   | 田 | 礼 治   |
| 総 務 課     | 長 | 岸   | 田 | 雄 治   |
| まちづくり推進課  | 長 | 布   | 施 | 順 司   |
| 財 政 課     | 長 | 長   | 尾 | 恵 一   |
| 税 務 課     | 長 | 竹   | 内 | 強     |
| 町 民 福 祉 課 | 長 | 国   | 仙 | 敏 孝   |
| 健 康 推 進 課 | 長 | 中   | 澤 | 貴 徳   |
| 産 業 振 興 課 | 長 | 畑   |   | 竜 哉   |
| 追 分 観 光 課 | 長 | 宮   | 津 | 宗 介   |
| 建 設 水 道 課 | 長 | 久 保 | 田 | 栄 徳   |

高 齡 あ ん し ん 課 長  
出 納 室 長  
学 校 教 育 課 長  
社 会 教 育 課 長  
総 務 課 主 幹  
まちづくり推進課主幹

|   |   |       |
|---|---|-------|
| 畑 |   | 明 日 香 |
| 若 | 狭 | 巧     |
| 秋 | 山 | 悦 子   |
| 安 | 田 | 克 臣   |
| 森 |   | 直 彦   |
| 梅 | 村 | 理 史   |

(議会事務局)

局 長  
書 記

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 梅 | 川 | 年 | 代 |
| 木 | 下 | 和 | 樹 |

※ベルが鳴る。

(議長)

ただいまの出席議員数は12名です。

定足数に達しておりますので会議は成立致しました。ただ今から、令和8年第2回江差町議会定例会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の通りです。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、5番、西海谷議員、6番、小梅議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定を議題と致します。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「小野寺委員長」

議長。

(議長)

小野寺委員長。

「小野寺委員長」(報告)

おはようございます。(「おはようございます」の声。)

議会運営委員会の報告を致します。

委員会の開催状況であります。議会運営委員会では5月27日及び6月5日の2日間、委員会を開催し、町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるなど、日程及び運営について協議を致しました。

今定例会の議案、一般質問等についてであります。今定例会には各会計補正予算など6件の議案が提出されているほか、報告6件、議員発議で意見書5件、同じく議員発議で、委員会の事務調査2件、一般質問は7名の通告であります。

詳細につきましては、お手元に配付しております報告書の通りでございます。

会期の日程について、会期の日程については、本日6月15日の1日間とすることと致

します。

一般質問等についてであります。これまでの定例会と同様と致します。町理事者の反問権については従来通りでございます。

以上、議会運営委員会において協議した結果を報告致します。

(議長)

以上で報告が終わりました。

(議長)

お諮りします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長報告の通りにしたいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって今定例会の会期については、本日1日と致します。

一般質問については、一問一答方式とし、議員の質問は自席で行うものとし、理事者側の答弁は、1回目は演壇で、2回目以降は自席で行うことと致します。

質問の回数は再々質問まで、答弁を含め60分の時間制を採用して行うことと致します。

また、理事者においては、議員からの質問に対して議長の許可を得て反問出来る事とし、それに要する時間は60分の、す、制限時間外とすることに決定致しました。

また、議場内の換気のため、出入口ドアを開口しますので、ご協力をお願い致します。

(議長)

次に議長からの諸般の報告を致します。

報告内容はお手元に配付の通りです。ご了承願います。

(議長)

日程第3、しょかつ(正：所管)事務調査の報告について、社会文教常任委員会に、ふ、付託されております、令和7年第6回臨時会発委第1号、江差町における高等学校のあり方に関する事務調査を議題と致します。

(議長)

本案について、委員長の報告を、のと、めます。(正：求めます)

(議長)

出崎委員長。

## 「出崎委員長」（報告）

おはようございます。（「おはようございます」の声）

え一本委員会に付託の調査事件について、会議規則第78条の規定により、え一下記の通り報告します。

1. 調査事件。令和7年第6回臨時会ほ、ほつ、発意第1号、江差町における高等学校のあり方に関する事務調査。

2. 調査期日及び内容。えーこれについては、えー令和7年7月24日から10ページ、令和8年、えー6月3日まで、えー学校教育課、中学校、高校に、えーヒアリングを実施しました。

えー3. 調査の目的。えー高等学校を巡っては、少子化の波を受けて子供たちが減少しており、生徒の確保が課題となっている。今年度から施行となった、えー高校授業料無償化、が、地域、えー地域外流出に更に拍車をかけ、かけるのではないかと懸念されるところであり、当町の江差高等学校においても、その影響は避けられない状況である。

地域において、高校の存続は子供たちの教育の問題だけでなく、将来の町作りにおける、えー根幹的な施設であるとの認識のもと、今、必要な対策を講じなければならない。

当委員会では、高等学校を巡る現状を把握し、学校の存続維持のために町として取り組むべき課題について調査することとしました。

4. ヒアリングの概要。えーヒアリングにつきましては、し、進学先決定の実態及び志望先を江差高校とするために何を望むかとの観点から実施しましたが、えーその結果については、えー5の、あー、8ページの5の調査結果に、えーまとめましたので、そこまでお進み願います。8ページ、まで。

えー、8ページの5、調査結果から、えー進みたいと思います。

えー中学校卒業者の進学先決定の状況。中学校においては三者面談等で、前年11月頃から具体的な進学先決定に動き始める。進学先は以下の点などを勘案して決定されている。志望先高校に入学するための学力、通学するための経済力。高校が大学進学や就職に関して有利な取り組みをしているかどうか。高校が地域社会や国際交流の学外にひら、開かれた活動をしているかどうか。希望するクラブ活動が出来るかどうか。進学や漢検・英検等の検定、学校行事などに対する自治体等からの助成の有無。いじめや不登校、支援が必要な生徒に対する高校での対応。

えー次に、えー私立を含む高校授業料の無償化は、えー、し、志望校の選択肢が増えるということで、親元にとっては朗報であるが、地元公立高校への進学にとってはマイナスになっております。

えー、また中学校から進学先高校に望むこととして、えー学校説明会実施の継続、学校見学会の実施、これらが望まれております。

えー（2）、江差高校の現状と、入学者増のための取り組み、え、現状について。上ノ国高校の協力校となっており美術教員を派遣しているが、1年生が35人になると、ひ、1クラスになってしまい、上ノ国高校と変わらなくなってしまう。何とか41名の入学者を確保して2クラス制を維持したい。江差高校は桧山管内の中心連絡校であり、進路の実現をする責任を負っている。またクラブ活動は、野球、バスケ、バレー、サッカー等を残しているが、連合チームとなっている。以上が現状であります。

え一次に、高校での取り組み状況。えー特色ある単位制の選択科目として、江差迫分があり、地域の方と連携して探究学習、南ひやま学を行っている。入学者を増やすために、えー以下のような新たな取り組みを行い、各中学校の2年生から説明し、えー生徒集めに努めたいと思っている。

えー一つは、就職及び文系、理系、難関大学進学に対応するため、カリキュラムに数Ⅲと物理を追加。そして受験対策として、代々木ゼミナールのサテライン授業実施を開始。えー入試で有利になる弘前大学との、えー高大連携協定を依頼。入試対策として、小樽商科大学へ小論文の添削指導を依頼して、入学を容易にするため、北海道教育大学の教員養成クラ、えープログラムに応募しています。以上の取り組みを行おうとしている状況であります。

(3)、行政又は議会に臨むこと。上ノ国高校への上ノ国町からの支援が充実しており、このままでは上ノ国高校への生徒の流れを止めることは難しい。江差高校の存続のために、江差町としても助成のあり方を検討し、協力をして、えー貫きたいとの要望を受けております。以上が、えー調査結果になります。

次に、委員会の意見として6番目。えー調査の結果、江差高等学校の存続維持のために必要なことについて、以下の意見をして報告をする。

江差高校の現状。江差高校のヒアリングにおいて、こうこくのそ、高校存続のために、2クラス制の維持が必至であると感じていた。桧山管内の中心連絡校としての役割を担う上でも、それを守らなければならない。然るに、えー入学者の減少から、今年度、江差高校は1クラスと成ってしまいました。逆に上ノ国高校は、前年16人から10人増えて26人に回復しました。上ノ国高校の取り組みは、同高及び支援する町の努力の結果である。えー管内のみならず、江差高校が子供たちに選ばれる学校となるために、今、町として何をなすべきかを考える必要がある。

(2)、魅力化、特殊化について。えー子供たちに、えら、選ばれる高校となるためには、より魅力的で特色ある学校作りが要求される。高校の魅力は、その先の大学進学や就職だけではなく、高校、えー就学期間の充実さに求められるべきであろう。入学してくる子供たちにとって、ここで過ごす3年間にどんな生活が待っているのか、そ、そこに興味を持たせるように示してあげることが大事だと思う。

特殊化についても、奇をてらったものを選択する必要はなく、地元の特色に着目し、それらの体験機会を増やすことで、子供たちの将来の進路にヒントを与えることが出来ると思う。

え一次に、町からの助成等について。えー道立高校の補助制度は、えー家庭収入等による制限が厳しいと聞いている。生徒の負担を軽減し、江差高校を選んで貰うために、町の助成の検討を要する。えー調査の中では、通学バス代、奨学金、漢検・英検などの資格取得のひけ、検定料、修学旅行の費用、クラブ・部活動の費用、昨年、ねあ、値上がりした制服やジャージの費用、下宿の費用などの項目について声が上がっており、不公平にならないように、支援のために助成を考慮すべきである。

えっ次に、クラブ活動について。クラブ活動は通常の授業とともに、高校生活での重要な位置を占める。生徒数の減少で学内のみで活動出来ない傾向にあり、あ、状況にあり、スポーツ・文化ともに他校との連携を含め、生徒のクラブ活動に積極的に、な、支援を講

じるべきである。

それから、えー支援が必要な生徒への対応。いじめや不登校への見える化対応とともに、支援が必要な生徒に対する受け入れのための特別支援クラス設置を求める声もあった。現在の江差高校の体制では、実現には困難な側面もあるが、選択肢が増え、えー入学者増のために、その可能性について考える、てみる必要がある。

えー最後に、あの一結論的なことになりますが、上記の意見を踏まえ、江差高等学校の存続維持のために、他校の取り組みを等を参考にしながら、当町の支援策を検討すべきである。以上、報告を終わります。

**(議長)**

以上で委員長の報告が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望はありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

質疑希望はありませんので質疑を終結致します。

**(議長)**

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいとおも、と思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認め直ちに採決致します。

**(議長)**

江差町における学、高等学校のあり方に関する事務調査について、委員長の報告通り了承したいとおも、と思いますがご異議ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認めます。

よって、本案については委員長の報告通り了承することに決定致しました。

**(議長)**

日程第4、閉会中の継続調査の申し出についてを議題と致します。

(議長)

議会運営委員会、各常任委員会及び各特別委員会から、会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配付の通り継続調査の申し出がありました。

(議長)

お諮りします。

各委員、ち、長からの申し出通り、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって各委員長からの申し出通り、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

(議長)

次に、町長より行政報告の申し出がありますのでこれを許可致します。

「町長」

議長。

(町長)

町長。

「町長」(行政報告)

初めに、令和7年度江差町各会計決算見込みについてご報告申し上げます。

令和7年度の各会計につきまして、れ、5月末をもって出納閉鎖を致しましたので、決算見込みについてご報告申し上げます。

一般会計の決算見込みにつきましては、歳入総額73億5,971万円に対し、歳出総額71億1,309万1千円となり、歳入歳出差引2億4,661万9千円となりました。このうち繰越明許費の繰り越しにより、翌ね、翌年度へ繰り越すべき財源として2,203万8千円を差し引いた後の実質収支が2億2,458万1千円となりました。

じしすしゅ、実質収支の額については、地方自治法第233条の2但し書きの規定により、1億2千万円を財政調整基金に積み立てし、残額1億458万1千円は、令和8年度に繰り越し致しました。

財政調整基金の処分につきまして、は、3億円を繰り入れる議決を頂いていたところ、予算執行状況を踏まえ2億円の繰り入れに抑制することが出来ました。これにより、令和7年度末残高に決算剰余金積立額を加えた財政調整基金現在高については、21億7,568万8千円となりました。

令和7年度最終予算額77億6,713万円と比較しますと、歳入において4億742

万円の減、歳出において6億5,404万円の減となりましたが、主な要因としましては、歳入では町税や地方交付税交付金が当初見込みを上回った一方、翌年度繰越や事業実績等により地方債収入が減少したこと、歳出では、消防車両購入に係る行政組合分担金が、え一国庫し、補助金の収入により、町の負担減に繋がったことのほか、負担金事業や各種事業における実績が当初の見込みを下回ったことが、収支の結果に繋がったものと分析しております。

以下、各会、え一各特別会計の決算見込みにつきましては、別紙の通りとなっておりますことから説明を割愛させていただきます。

次に令和7年度江差町水道事業会計決算概要についてでございます。

令和7年度の水道事業会計につきまして、3月末をもって決算を致しましたのでその概要についてご報告申し上げます。

当年度の損益計算において営業収益で2億3,983万8千円、営業費用では2億8,464万9千円となり、4,481万1千円の営業損失となるものです。また営業外収益は2億151万8千円、営業外費用では2,643万7千円となり、1億7,508万1千円の利益を生じ、え、営業損失と合わせて1億3,027万円の経常利益となり、これに当年度の特別損益30万7千円を加えた1億3,057万7千円が純利益となるものでございます。

本決算により、当年度純利益1億3,057万7千円に、前年度の繰越利益剰余金7億4,630万3千円を合わせた8億7,688万円が利益剰余金となるものでございます。また、貸借対照表につきましては別紙資料の通りとなっておりますので割愛させていただきます。

えっ次に、令和7年度江差町公共下水道事業会計決算概要についてでございます。

令和7年度の公共下水道事業会計につきまして、3月末をもって決算を致しましたのでその概要についてご報告申し上げます。

当年度の損益計算において営業収益で3,670万6千円、営業費用では1億7,851万1千円となり、1億4,180万5千円の営業損失となるものです。また営業外収益は2億4,335万円、営業外費用では2,448万円となり、2億1,887万円の利益を生じ、営業損失と合わせて7,706万5千円の経常利益となり、これから同年度の特別損益53万、あっ失礼しました。35万3千円を加えた7,741万8千円が純利益、利益剰余金となるものでございます。また貸借対照表につきましては別紙の、別紙、資料の通りとなっておりますので割愛させていただきます。

え、最後に寄附採納についてご報告申し上げます。

令和8年4月22日、札幌市在住の関村佳紀様より、新・道の駅整備事業に活用して頂きたいと現金10万円のご寄附がございました。頂いたご厚志につきましては、江差町かもめ島交流拠点づくり基金に積み立てし、(仮称)道の駅かもめ島整備事業に活用させていただきます。

次に令和8年5月1日、北の江の島事業推進のための企業版ふるさと納税として、ご寄附がございました。頂いたご厚志につきましては、(仮称)道の駅かもめ島整備事業に活用させていただきます。なお、企業様のご意向により企業名及び所在地、ご寄附額の公表を控えさせていただきます。

え、次に、えー令和8年5月1日新・道の駅す、整備事業推進のためにご寄附がございました。頂いたご厚志につきましては、(仮称)道の駅かもめ島整備事業に活用させていただきます。なお、寄附者、さ、様のご意向により氏名及び寄附額の公表を控えさせていただきます。

え、次に令和8年5月27日、江差町字桧岱207番地4、江差経済同友会 会長 小笠原弘様より江差町の経済活動の振興発展のためにと、現金213万9,612円のご寄附がございました。頂いたご厚志につきましては、団体様のご意思に沿って、新しい道の駅の整備を踏まえた上町・下町商店街との連携など、地域経済の振興発展に繋がる事業への活用を図るため、江差町かもめ島交流拠点づくり基金に積み立てするとし、本定例会に補正予算を提案しております。

え、次に令和8年5月29日、函館市石川町540番地11、株式会社、株式会社HSS 代表取締役 鈴木真人様より北の江の島事業推進のための企業版ふるさと納税として、現金20万円のご寄附がございました。頂いたご厚志につきましては(仮称)道の駅、えーかもめ島整備事業に活用させていただきます。

次に、令和8年5月29日、北斗市七重浜7丁目10番地8号、矢口港湾建設ヤグチダイバー株式会社 代表取締役 矢口政のぶ様より、政則様より、え、栽培漁業推進のための企業版ふるさと納税として、現金300万円のご寄附がございました。矢口港湾建設ヤグチダイバー株式会社様からは、5年連続同額のご寄付を頂いており、回遊性魚種のし、資源変動に左右されない当町に適した栽培養殖漁業を確立するため、豊かな前浜作りプロジェクトに、の、プロジェクトの一環として、本定例会に補正予算を提案しております。

以上、ご寄附がありましたことをご報告申し上げますとともに、改めてご厚志に厚くお礼申し上げます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。

(議長)

日程第5、一般質問を行います。今定例会の一般質問は、お手元の、に、配付の通り7名の議員から通告がありました。通告順に従って、順次これを許可致します。

まず、大門議員の発言を許可致します。

「大門議員」

議長。

(議長)

大門議員。

「大門議員」

えーと、私からは、4期目への政策方針と今後の町政運営について質問致します。

町長は、先般7月に予定されている町長選挙において、4期目への出馬を表明されました。これまで、3期12年に渡り町政運営の先頭に立ち、人口減少対策、地域経済対策、

子育て支援、防災対策など様々な行政課題に取り組んでこられたものと受けとめております。

一方で、地方自治体を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、人口減少や少子高齢化、人手不足、地域経済の縮小など、江差町においても大きな課題が山積みしております。そのような中で、町長が4期目を目指す決意に至った理由について、まず伺います。

また、併せて、以下の点についても伺います。これまでの3期12年の町政運営をどのように総括されているのか。4期目において、特に重点的に進めたい政策は何か。江差町の将来像をどのように描いているのか。更に長期政権となる中で、町政運営の緊張感や組織の活性化をどのように図っていくのか。町長の考えを伺います。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

大門議員の4期目への政策方針と今後の町政運営についてのご質問、主に4点あったかと思しますので、お答え致します。

まず、4期目を目指す決意に至った理由についてと、2点目の3期12年の町政運営の総括について、併せて、えーお答えを致します。

2014年7月に町長選挙で初当選以来、3期12年間、たくさんの皆様に支えて頂き、今日まで町政運営を担うことが出来ました。特に3期目の、この4年間は気軽に町内移動が出来る江差マースの本格運行や、災害やクマ情報など、の、クマなどの情報をいち早く伝達する防災情報伝達システム、いわゆる防災行政無線の整備、小中学校給食費の無償化、ふるさと納税の2億円突破、そして道の駅の開業に向けた取り組みなど、人口減少や少子高齢化など、厳しい状況の中でも積極果敢に町政を推進してきたつもりでございます。

私自身、これまで3期12年を一区切りという思いを持って、日々全力で町政に、町政運営にあたって参りました。しかしながら次の4年間は、新しい道の駅の開業や、檜山沖で計画が進む洋上風力発電事業など、江差町にとって大きな転換期となります。みな、皆様からの励ましの声を頂いたこともあり、次の12年間、えーこれまでの12年間の単なる延長線上ではなく、進化する江差町を目指し、次の4年間も全身全霊で町政の舵取り役を担って行きたいという思いを強く抱くようになりました。そのため、この度7月の町長選挙に、4度目の挑戦する決意を固めました。

えー3点目の、4期目で重点的に進めたい政策に、ついてでございますが、来年6月に開業予定の新しい道の駅は、運営事業者グループと連携し、観光客にも町民にも愛される地域の顔としての役割を果たし、町内の経済循環に好影響をもたらす着実な走り出しを、私自身の手でしっかりとやり遂げたいと思っております。

また、洋上風力発電事業を含むエネルギー分野では、港を有する我が町の強みを生かし、官民が一体となった地域経済に繋がる枠組みを構築し、エネルギーの地産地消も実現して

行きたいと考えております。

そして、財政基盤の安定化が喫緊の課題です。好調なふるさと納税の更なる強化で歳入増を目指した上で、中期財政運営方針と財政基盤強化策の見直しを行い、歳出抑制の徹底を図って参ります。

えっ4点目の長期政権となる中で、町政運営の緊張感や組織活性化をどのようににはた、図って行くのか、についてでございますが、地方公共団体において市町村長に与えられているけん、権限は、広範にわたり強大です。私は、権力の行使は常に抑制的であるべき、との考えを持って町政運営に当たってきたつもりですが、30歳から12年、この町長という立場を担い続けると、どうしても慢心の気持ちが出てきてしまいます。今一度、イギリスの歴史家ジョン・アクトンの言葉、「権力は腐敗する。絶対的権力は、絶対的に腐敗する」という言葉を胸に刻み、驕らず謙虚に町政運営に当たって参りたいと考えております。

ご質問の緊張感という意味では、住民の代表で構成される町議会の皆様との真摯な議論の積み重ねが重要だと考えています。二代表制のもと、市町村長の独走をチェックする監視機関としての議会の役割をしっかりと認識し、今後も町議会の皆様との活発な議論に緊張感を持って臨んで参りたいと考えております。

また組織の活性化では、役場職員の皆様の力が最大限発揮できる環境を作ることが何よりも大事です。長く市町村長を務めると、トップダウン型の町政運営になりがちですが、町職員が意欲を持って業務に当たることが出来るおう、出来るよう、ボトムアップの仕組みを、再度、構築して行きたいと思っているところでございます。

(拍手の音)

(議長)

よろしいですか。以上で大門議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、増永議員の発言を許可致します。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えーそれでは、え、よいしょ。えーそれでは、私の方から質問させていただきます。

HPVワクチンについて質問致します。

現在、HPVワクチンは女性の子宮頸がんの予防として、え、国が小学校6年生から高校1年生の女子を対象に定期接種化され公費助成が行われております。江差町における接種率は、令和6年度、約13%、令和7年度、約5%。しかし、全国の令和6年度の平均

接種率は15%になっております。

何故、江差町のせつつ、接種率が低いのかお伺い致します。

「町長」

議長。

（議長）

町長。

「町長」

えー増永議員の1問目、HPVワクチンについてのご質問にお答えを致します。

初めに、HV、HPVワクチンにつきましては、議員ご承知の通り、平成25年度から国において公費による定期接種化され、定期接種化されましたが、副反応への懸念から国による積極的な勧奨を差し控えた時期がございました。

えーその後、ワクチンの安全性と有効性が確認され、積極的な勧奨が再開されており、当町においても対象者に対して、毎年案、案内文書を送付し、ワクチン接種の勧奨を行っているところでございます。

議員からは令和ろ、6年度の全国平均接種率15%と、当町の約13%を比較して、何故、江差町のひ、接種率が低いのかというご質問でございますが、当町だけではなく全国・全道的に低い水準となっており、その背景には、過去に重篤な副反応の事例がテレビなどで大きく報道されたことの影響を受け、対象者や保護者の中でも副反応を心配して接種をためらう方が多いのではないかと推察しております。

町と致しましては、今後も引き続き対象者にワクチン接種の勧奨を行うとともに、接種に関して相談等があった場合には、てき、えー正確な情報を提供し、不安の解消に努めて参りたいと考えております。

「増永議員」

はい。

（議長）

増永議員。

「増永議員」

はい。えーその通りです。あー一時期、えー国が、あー推奨はしませんでした。しかしその後、国も改めて、また推奨をし始めております。

そこでですね、このHPVワクチンは、まあ女、女性の子宮頸がんの予防としてですね、あーの、国が女子だけに公費助成で行われておりますが、このHPVワクチンは子宮頸がんだけではなく、そのほかのがん予防にも効果があるようでございます。肛門がん、中いーとー（正：咽頭）がん、等にも効果があるようです。

町としてですね、ワクチン接ちゅり、接ちゅー（正：接種）率を上げて、町民のがん予

防に力をいて（正：入れて）頂きたいというふうに、まず思います。

それと、また、新聞等の報道ではですね、女性ではなく、男子にも効果があるようでございます。えー男子の場合は、国の公費助成が無いために、一部の、あー自治体では、5万円から10万円を助成しております。2025年5月末現在、道内では5町村が単独で助成を実施しております。全額助成しているのは、神恵内村、余市町、新篠津村、西興部村、半額助成は東神楽町。あ、是非、江差町もですね、その一、男子のHPVワクチンの接種の助成をお願いしたいと思いますので、ご検討お願いします。答弁お願いします。

「健康推進課長」

健康推進課長。

（議長）

健康推進課長。

「健康推進課長」

えーただ今の、増永議員の再質問にご答弁申し上げます。

えーまず、えー1点目、そのほかのがんにも効果と言う事で、えー町としても助成をと言う、えーご質問でございました。

えーとまず、えーあの、そのほかのがんの方にも効果が有ると言う事は、あー私の方でも認識してございます。えーその上で、えー町の助成につきましては、まず今、あの一定期接種の方に全額、あの一助成しておりまして、えー任意接種の、んん助成につきましては、えーこのHPVワクチンだけではなくて、ほかのワクチンも含めて、えー優先的な度合い、或るいは国の動き見ながら、えー検討して参りたいと思ってますし、あの一今までも、あのほかのワクチンも含めて検討して参りましたので、えー優先順位を考えながら、えー検討して参りたいと思っております。

えー次に、あの一、男性にも、おー支援をと言う事で、えーとー昨年辺りからですかね、あの一テレビの方でも男性にもと言う事で、えー、えーテレビコマーシャルが流れたり、国の方でも、あー厚生労働省を含めて、えー男性への、おー公費助成或いは定期接種化という動きも今検討されているように、えー認識しております。えーこの点につきましても、1点目と同様に、えー国の動きを見ながら、えー優先順位をつけながら検討してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

「増永議員」

はい。

（議長）

増永議員。

「増永議員」

是非ですね、あの一国の助成を待つのでなく、江差町の予算で何とか、あの男性にも、

あーの一接種をお願いしたいというふうに思います。それが全て、がん予防の為でございます。

それでは、えー3問目行きます。新道の駅について。えーっとー。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

はい。

(議長)

2問目は良いんですか。

「増永議員」

あ、ごめんなさい飛ばしました、すいません。ごめんなさい2問目、はい。ごめんなさい。

えー日本遺産について、ご質問致します。

平成29年4月、江差町の5月は江戸にもない、ニシンの繁栄が息づく街というタイトルのストーリーが、あー日本遺産に認定され9年が経ちました。この間、26のストーリーに関連する事業が行われましたが、時系列で300万以上の事業名と事業費をお伺い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

増永議員の2問目、日本遺産に関する実施事業について、えっ関してのご質問にお答えを致します。

えーご質問の事業費が300万以上で、認定後から現在までにおいて実施した事業につきましては全部で11事業ございまして、えっまず、平成28年、あー失礼しました。平成29年度に日本遺産映像制作及び、なあ、並びに番組放送で570万円。ニシンのぼり、沿道のぼり製作に484万円。体験コンテンツとして、VR・あAR制作に2千万円。インバウンド対策調査、調査として400万円。平成30年度には日本遺産PRに764万円。観光ガイド養成事業で319万円。日本遺産の普及啓発に係る印刷物せ、作成に431万円。

以降、令和5年度までご質問の対象となる事業はござい、あー以後、以降、令和5年度までご質問の、の対象となる事業はございませんでしたが、令和6年度に日本遺産ストー

リーガイド構築事業に1,500万円。インフルエンサーPR動画せ、作成に400万円。令和7年度には、いにしえストーリーガイドツアー造成に781万円。日本遺産地域活性化推進事業の効果測定に330万円。

え、いずれの事業も江差町観光まちづくり協議会が主体となって実施している、というところでございます。

「増永議員」

はい。

（議長）

増永議員。

「増永議員」

はい。えーありがとうございます。えー先ほど、今、町長が述べられた事業の中に一つ、一点。ちょっとあの一、町民からも疑問を投げかけられていまして、私もそうだなと思いついて、今回、質問させていただきます。

巨大ニシンのぼりについてお伺い致します。巨大ニシン、えーのぼりはですね、全長20、うー5メートル、2018年、約400万円をかけて制作されておりますが、2018年に5回、あーすいません。2018年5月、3回、2019年に、の、5月に5回と計8回しか利用されております。400万円を8で割ると、1回の費用は50万円になります。

また、この巨大ニシンのぼりを揚げるために、巨大クレーンがなければ揚がらないという外れクジも付いてます。1回あたりの大型クレーンレンタルが約10万円と聞いております。さすれば、1回上げるのに60万円の経費がか、掛かった計算になります。費用対効果が悪いように思われますがお伺い致します。

大型クレーンがなければ揚がらない事業の、大型ニシン、えー巨大ニシンのぼりを、何故、作成したのか、まずお伺い致します。

そして2020年度以降、巨大ニシンのぼりが、何故、揚がらなかったのか、お伺い致します。

今後、巨大ニシンのぼりが、どのようにするかもお伺い致します。

以上3点、ご答弁をお願い致します。

「迫分観光課長」

迫分観光課長。

（議長）

迫分観光課長。

「迫分観光課長」

はい。えーと増永議員からですね、えー日本遺産事業、えー特にニシンのぼりに関して

の、えー再度のご質問でございます。

えーと、まずニシンのぼりに関しましては、平成29年にですね、えー日本遺産認定ストーリーのシンボルである、えーニシンを用いた魅力発信や、えー地元での機運醸成、受け入れ体制整備のためにですね、えー江差町観光まちづくり協議会において、えーインパクトのある、えーフラグシップの制作を、えー行ったところでございます。

えー制作にあたってはですね、えー学生や児童生徒を巻き込んだ中で、えー実施を致しまして、えー増永議員おっしゃるように、あの一掲揚に関しましては、えーと2018、2019のほかですね、あの令和3年にも、えーと掲揚を3回行ってございます。えーと、ですので、あの8回ということではなくて、えー全部で11回になるかと思います。

えっと、それ以外にもですね、えーと一札幌の、おーチカホでのイベントで、えー地下歩行空間にもですね、えーこちらの巨大、えーニシンのぼりを、えー掲揚した、あーことがございます。

えーと一大型のニシンのぼりの活用に関しましては、えーと一議員おっしゃる通りですね、えー外での掲揚に関しては、まあ天候条、条件の制約などもございまして、えー協議会の方と致しましてもですね、ほかの活用方法、えーまあ屋内の常時展示ですとか、えーこれらを検討しているというふうに伺っております。

えー但しですね、えー仰る通り、サイズの25mという、えー大きな物になりますので、えー仮に、えー常時展示と致しましても、まあこれら大型施設に限られるということは、ことやですね、えーPRという点では、やはり、あの常時人目につく場所、うん、これらも合わせて、えー考えながら、検討を、おー加えたいなというふうに考えてございます。

えーそれから、えーとまあ費用対効果という面でございますけれども、えー現在、えー仮にクレーンを借りて揚げるとなった場合ですね、あの先日ちょっと、事業者さんの、あー業者さんの方に確認しましたところ、えー1回辺りですね、今だと、えーおよそ15万円程度だそうです。で、え、これ以外にもですね、えー掲揚するための、えー補助の作業員ですとか、えー保安要員、これらが別に掛かってきますので、ま、あのそのプラスアルファというふうにご認識頂ければというふうに思います。

えーとそれから、えー掲揚に関して、えー何故、えーそれ以降揚がっていないのかということでございますけれども、えーやはりですね、あの一途中でコロナ禍等を挟んだ、えーところが一番影響が大きいのかなというふうに思います。で、現状では、あのコロナ禍は確かに明けてはございますけれども、先ほど私の方から、えー申し上げました通り、えー掲揚以外の、えーその展示方法等も、えー現在検討中と言う事でございますので、合わせてご理解頂きたいというふうに思います。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えーそこですね、今課長の説明によると、まあ、うー私の調べたほかに、令和3年に3回揚がってる。で、合計で11回揚がってる。そしてまあ、札幌の地、チカホにも、け、えー掲載をしてるっていうことは分かります。

ならば、一等最初に、この400万円をかけて、この、おーニシンのぼりを作った時に、将来的に、この、ニシンのぼりをどういうふうに活用して、どのように使っていくかという計画はあったんですか。何か今の課長の話を聞くと、行き当たりばったりで、事を進めてるような気がするんです。

本来であれば、この400万円を掛かった段階で、将来どういう形で揚げてくのか、そしてどう掲載していくのかと言う事を、将来的にそういう計画がまずあったのかどうかというのが、まず一つ。

そして、やはり多くの町民は、確かに札幌で掲載されておりますが、はこ、あの一江差市内においては11回しか揚がってないってことですよね。すると町民は、400万円をかけて、じゃ11回って、じゃ、こ、どういうこと、じゃあもっとそういう、やれる方法はなかったのか。この巨大ニシンをこういう形じゃなくって、もっと違う形で作れる方法を考えられなかったのか、というふうに思うので、以上2点、ご説明、あの一答弁お願いします。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

えーただ今、あ、増永議員からニシンのぼりについてのご質問にお答えをしているところでございます。

まず費用対効果であったり、また、計画があったのかというところのご質問に関しましては、まず、このニシンのぼりを作成する経緯を、おーしっかりご認識頂ければと思います。

えーこれはですね、私自身が小学校に行って、小学生、当時の小学生と意見交換する中で、小学生の提案として大きなニシンのぼりを江差町に掲げたら地域の活性化になるんじゃないかご提案を頂いたところでございます。えっそういった子供たちの夢を乗せた日本遺産と言う事を目指して、えー子供たちに当然、このご質問頂いてる訳ですから、増永議員、えーニシンのぼりご覧になっていると思いますけれども、そのニシンのぼりには、あー当時の子供たちの手形が一つ一つ、うー色んな色に、いー色でですね、えー色付けをされています。えーその中には色んなメッセージが、あ、込められていたり、えーそう言った、あー夢のある、うーそういうニシンのぼりだったというふうに思っています。

えーそう言った中では、先ほど担当課長がご説明しましたけれども、掲揚の回数が少ない、活用がまだまだなんではないかと言うところは真摯に受けとめたいなというふうに思

っています。

えー、このニシンを活用して、えー日本遺産という事業に取り組んで、えーこの地域の活性化に、いー尽力をしているところでございます。

えー先ほど、おー行き当たりばったりという、うーごしつい、ご指摘がありましたけれども、そうではなくてですね、えー私達は、あー子供たちとも一緒にニシンの文化を大切にする町作りを進めて行きたい、えーそういう想いを持ってニシンのぼりを作成しました。

えーそういった想いをしっかりですね、えー今後も活用していけるように、えー議員からご指摘のあったことも踏まえて、えー今後、おー地域の活性化に繋げて参りたいと考えておりますので、ご理解頂ければと思います。

「増永議員」

議長。今、答弁漏れです。私は

（議長）

はい。

「増永議員」

最初の、最初の計画がきちっと出来てましたかって言う事を質問しています。今、町長が質問したのは、その当時の作られ方の説明でございます。

（議長）

町長。

「町長」

えーその点につきましては、先ほど、おー説明を、おー担当課長からしたかとも、お、えーしたと思いますけれども、おー当時は、あーその掲揚をしていたけれどもコロナ禍を、えー経てですね、なかなかその掲揚をする機会を失っていったと言う事ですね、えーその当時、えー製作段階としては、えー、と、とは、今、えー現状、えー現状というか、あー今の状況が異なって来ているのかなというふうに思いますので、えっ掲揚に限らず、様々な場面で、えー活用して行く。室内、い、いー、え、屋外問わずですね、えっそのニシンのぼりを活用して行くというところでございます。

えっ当初の計画と大きく違うのではないかという、まあ、うー、い、一番の目的は、あー空に掲げることでしたけれども、それだけじゃない活用の仕方がたくさんあると思っておりますので、有効に活用させて頂きたいと考えております。

「増永議員」

違うんですよ、議長。ちょっと僕が今聞いてんのは、当初、これを作ったときに、どういう運用とどういう事業で、プランを作ってやって行くかって言う事を計画を作ったかかって質問してるんですよ。

(「掲揚するってそういうことなの」の声)

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

えー繰り返しになりますけれども、当初は、あ、掲揚するという、毎年掲揚をして、え、ゴールデンウィーク期間中に掲揚をすることによって、多くの観光、んー客の皆さん、或いは町民の皆さんにご覧になって頂くということをもって、えーこの事業を進めて来たところを繰り返し、答弁させて頂いているつもりでございます。

「増永議員」

はい。

(議長)

はい、次。えー3問目お願い致します。

「増永議員」

はい。と言う事は、やっぱり掲揚しか考えてなかったってことですね。じゃあ計画は無かったと言う事ですね。では、次行きます。

新・道の駅について。えー令和8年3月定例議会時に資材高騰、労務費高騰で、新・道の駅の建設費、約21億円で間に合うのかの質問に、事業者グループの企業努力の中で対応に協議していると、うー答弁、えーでしたが、最近は中東情勢によるナフサ問題も浮上し、うー浮上している中で、本当に事業者、あグループの、企業努力で建設費は増えないのかお伺い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

えー増永議員の3問目、新・道の駅についてのご質問にお答え致します。

中東情勢によ、よるナフサ問題も浮上していっている中で、本当に事業者グループの企業努力で建設費は、まか、お、増えないのかとのご質問でございますが、3月の第1回定例会における一般質問でもご答弁申し上げました通り、事業者には様々な形で企業努力を

して頂いているところでございます。

一方で中東情勢を含め、予測を超える世界規模の経済変動リスクが顕在化しており、町としても注視している、ぎ、状況でございますが、想像以上の資材等の高騰に対し、全てを企業努力という形で求めることは妥当ではないと考えております。請負契約の中では、特別な要因による工事材料の価格変動への対応についての規定も、お、あります。

契約のルールに則りながら、町と事業者との間で協議、調整を行って参りたいと考えております。

なお、契約の変更には議会の議決が必要となりますので、当然、議会の皆様にもその際には説明をさせて頂くと言う事となります。

「増永議員」

はい。

（議長）

増永議員。

「増永議員」

えーそれでは、可能性あるという言い方で受け止めてよろしいんでしょうかね。で、議会に提出するって言う事なんですよ。

で、ですね、あー、あのまゝ町長が今、あーお話されたように、一般社団法人、えー建設、うー調査会の札幌数値では、えー令和5年度と令和8年4月の、んー対比で、建設費は、まず10%アップしております。で令和6年6月に、んー成立しました改正建設業法により契約前に通知することが義務化されました。リ、リスク情報通知を業者さんから頂いてるかどうか、まずこれ一点、お願い致します。

それと、令和7年度町広報に折り込みして、えー入って、えーいた、道の駅事業の、うー約21.6、6億円の財源内訳で、町債7.5億円。寄附、うー基金3.2億円、内、企業版ふるさと納税3億円。一般財源5億、あーご、5万円の掲載が、令和8年度の道の駅事業費財源内訳では、町債1.1億円増の8.6億円。寄附金、あーごめんなさい、寄附基金、えー2,720万円。そして、財政調整基金1.5億円と掲載されていますが、町債がなぜ1.1億円増えるのかご説明をお願い致します。

また、財政調整基金。あーすいません、これはですね、えーとー令和8年度の江差町会計予算資料に基づいて、まず作ってますってことをまず前提にお話しておきます。えーまた、財政貯金から、あ財政調整基金から1.5億円繰り入れると、令和8年度の財政調整基金残高は約じゅう、15億円になりますが、町の財政調整基金の取り崩しは、あーごめんなさい今回の財政調整基金の取り崩しは、地方財政法第4条の4、何項目に当たるのかお伺い致します。

えー10年前、総務省への報告では、財政調整基金残高が20億を目安とあり、昨年の6月定例議会では、副町長答弁は、財政調整基金10億円をした、下回らないことが、あー下回らないことを確約できないと言っていました、それが令和6年度財政状況資料集の財政調整基金のところで、10億円を下回らないことを基本と、と書いてます。

町長は在任中に財政調整基金、貯めることなく25億円から10億円を使い、更にこれから道の駅等の財政調整基金を使うために10億円を下回らないことを基本と決めたんですか。何故、今、財政調整基金残高10億円を下回らないのかお伺い致します。

令和7年度3月定例議会時に、財政調整基金残高10億円を、う一下回らないとの説明で、えー何故10億円なのか私が根拠をお伺いした際、財政課長は、10億円は早期健、えー健全化団体に転落したときの基金残高と答弁しています。さすれば、江差町は今、早期健全化団体に向かっているということですか。ご答弁をお願い致します。

また、その際、副町長は実質公債費比率18%をボーダーラインとし、17%をはめ込みましたと答弁しています。はめ込むとは超えないっていう意味です。しかし江差町は、道の駅裁判に提出した資料は、令和12年、17.4%、令和13年、17.5%、令和14年じゅうな、17.3%と、しっかりと実質公債費比、比率が17%を超えているような状況です。

今回、町債1.1億円増で、また18%に近づくんではないでしょうか。なぜ、議会答弁と裁判資料が違うのかご答弁をお願い致します。

財政調整基金の残高から見れば

(議長)

増永議員。

「増永議員」

はい。

(議長)

質問は良いんですけども。

「増永議員」

はい。

(議長)

ちょっと長すぎて、ちょっと、何て言うんですか。

「増永議員」

あー良いです。

(議長)

絞りきれないんですよ。

「増永議員」

あー良いです。一回あの一、一回まず全部説明します。答弁についてはまとめて頂きますので。よろしいですか。

「増永議員」

えー財政ちょ、え、財政調整基金の残高から見れば、えー早期健全化団体に向かい、実質公債比率から見れば許可団体に向かっている状況は、江差町の財源は上向きですか、下向きですかお伺い致します。

でー早期健全化に向かい、許可団体に向かう江差町の財源で新・道の駅を行うことは財政的に危険で問題が多すぎます。道の駅をちゅう、うー中止すべき。ご答弁をお願い致します。以上、8点質問しております。

「塚本議員」

議事進行。内容違うじゃないかその内容が。全然。

「増永議員」

内容おんなじだべや。道の駅の話してっぺや。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

はい。

(議長)

まず、今の発言、ちょっと、駄目ですよ。

「増永議員」

あーごめんなさい。

「増永議員」

はい。あーすんません、すんません。

(議長)

許可してないですからね。

「増永議員」

はい、はい。

「塚本議員」

いいですか。

(議長)

暫時休憩致します。

休憩 10 : 58

再開 11 : 09

(議長)

それでは休憩を閉じて再開致します。

(「はい」の声)

(議長)

えー、ただ今、えー増永議員の再質問について、えー議、議会運営委員会の方で、えー、えー審議されましたので、審議内容について、えー委員長の報告を求めます。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

小野寺委員、委員長。

「小野寺議員」

えーただ今、えー議会運営委員会、いー議員、委員全員参加で、えー行いました。

また併せて、えー議長、副議長、えー委員会委員という立場も含めて、えっ参加して、えっ論議致しました。

まず、結論から申します。

えー先ほどの増永議員の再質問、これは、えっ今回の一般質問の流れの中で、えーふさわしくないということで、議会運営委員会としては、あー認定致しました。

若干補足します。

えー我々、えー議員、えー定例議会、臨時議会等ありますが、特に今回、定例議会であります。委員会規則等で定められておりますが、一般質問という形で町政、理事者に質疑を致します。一般質問通告制と言う事で、一定程度内容については理事者に通告し、まあ場合によっては、実務的に、内容について一定程度意見交換ということも、これはあります。一般質問の中でしっかりと理事者、そして議員間で真剣な論議をする、これが議会の、我々の責務であります。今回の増永議員の再質問については、一般質問という大きな大前提の枠組みからは、再質問という中身、これは一般質問では道の駅、新・道の駅についてと言う事で、質問用紙書いてありますが、これはあくまでも、どう正確に読んでも、建設費は増えないのかお尋ね致します、これしかございません。

先ほど言いました一般質問の通告制の中で、再質問ということについては、中身的には

これはまた別な時点で、えっ論議するべきと思います。

以上、お一議会運営委員会からの報告と致します。

(「よし、わがった」の声)

(「わがりやすがったど」の声)

(議長)

ただ今、議会運営委員会の、小野寺委員長に、の報告がありましたので、えーもし、えー一再質問が違う形であるんでしたら、増永議員お願い致します。よろしいですか。

「増永議員」

すいません、したら良いですか。

(議長)

はい。

「増永議員」

えーと、じゃあ今、あーの一委員長の方から、あーありました、建設費が増えないのかという建設の部分に関しての質問の回答は頂けるんじゃないでしょうか。

例えば、私はリスク情報通知、建設業が。

(議長)

分かりました。そうしましたら、まず建設の部分だけ、もう一度質問をお願い致します。

「増永議員」

はい。ちょっと待ってね。そしたらですね。えーちょっと待ってね、整理しますんで。

えーと、えっまず、先ほどの、あのリスク情報通知。まずこれは建設業、業者さ、から頂いてるかどうかと言う事の答弁でございます。そして、あ、答弁をお願い致します。

そして、えーと、実質公債ひりちゅ、比率17%。これ何故議会と、答弁と資料がしろ、違うのか。

(議長)

それは今関係無いですね。

「増永議員」

関係ありますね。

(議長)

何関係あるんですか。

「増永議員」

材料費が高騰して、高騰してるんですよ。してないんですかって、僕は1問目に質問してるんですよ。それに関わる部分の中で、何故、その増えることによって、先ほど、あう一町債が1.1億円増えてます。それが関連が有るんですよ、全部繋がってるんですよ、僕の質問は。だから今。

(議長)

一般質問、先ほど言いましたように、一般質問は、関連は駄目だっつってんですよ。

「増永議員」

繋がってるじゃないですか。

(議長)

だから、関連は駄目だっちゅってるんですよ。この、増永議員言ってるのは、建設費の対しての事です。工事価格変動価格のルールと言う事で、リスクの方は認めますけれども、公債費がどうこうって言うのは認めません。

「増永議員」

あー、はい、はい、分かりました。良いです。

そしたらですね、リスク情報の通知と、えーと最後に質問した、あーの早期健全団体に向かう、うー許可、うーに向かっている。そして、えー許可団体に向かっている江差町の財政的な部分。これは、けんざ、あの一建設に向けた、あの一、うー金額に大変大きく左右されるものでございます。

ですので、最後のここの部分で今、江差町の財政的に、いーに、危険で問題が多すぎるので道の駅を中止すべき。

ここの部分と、2点の答弁をお願いします。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

はい。それではあの増永議員の、お一再質問に、いー、えご答弁致します。

えー契約ーに当たって、えー工事の施工業者の方からリスク情報通知、いー等を受けて、頂いているかという、うー、ご質問でございますが、あーリスク情報通知という形では、

あー頂いてはいな、おりません。

えーただ、色んな形で、えー事業者の方とは、あー状況については色々意見交換をさせて頂いているというところでございます。

「副町長」

副町長。

（議長）

副町長。

「副町長」

えーっと増永議員の方から、えーっとー、この道の駅の事業を続けていくのかと、言うご質問でございますが、今現在、進行中でございます。ご理解願います。

「増永議員」

はい。

（議長）

増永議員。

「増永議員」

あー、中止しないって言う事で、事を進めてるってことですね。はい。分かりました。

「（以下、発言取消しにより削除）」

」

（「関係ねーど」の声）

「増永議員」

議長。止めて下さい。

（議長）

い、その手紙ってか、あの、質問に関係あるんですか。

「増永議員」

関係あります。

（「関係ない」の声）

「増永議員」

あります。

（議長）

関係無かったら切りますからね。

「増永議員」

あ、はい、いいです。どうぞ。

「 （以下、発言取消しにより削除）

」

（「関係ねーって」の声）

「増永議員」

「 （以下、発言取消しにより削除）

」

（「議事進行一つ」の声）

（議長）

はい。

「増永議員」

「 （以下、発言取消しにより削除）

」

（議長）

関係無い。増永議員、駄目です。増永議員。

（「議事進行だ。議事進行。これ何なんだ」の声）

「増永議員」

「（以下、発言取消しにより削除）」

（「議事進行だ」の声）

（議長）

それ全然関係無いです。今の質問。

（「議事進行だ」の声）

（議長）

はい。西海谷議員。

「西海谷議員」

えー全く一般質問と関連のない。関連どころか、外れも外れ、そういう中でもですね。

（議長）

はい。

「西海谷議員」

一方的な。

（議長）

はい。

「西海谷議員」

えー質問、ではない。

（議長）

はい。

「西海谷議員」

意見をね、述べるという事は、この場では、絶対許されることではないと思いますので、是非、議事進行の中ですね、議会運営委員会をもう一度、このことについて議論して頂きたいと思っております。

（「議長判断で十分だ。議長判断だ。そうだ」の声）

「西海谷議員」

失礼しました。したら議長判断でよろしくお願い致します。

(議長)

暫時休憩します。暫時休憩します。

休憩 11 : 19

再開 11 : 20

(議長)

再開いたします。

えーただ今、えー増永議員より、えー再、再々質問、発言の取消しがありましたので、えー議事録を削除致します。

(議長)

さ、以上で、増永議員の一般質問を終わります。

(議長)

えー 11時半まで休憩致します。

休憩 11 : 21

再開 11 : 30

(議長)

休憩を閉じて、さ、再開致します。

次に、塚本議員の発言を許可致します。

「塚本議員」

はい。

(議長)

塚本議員。

「塚本議員」

えー私からは、えー今定例会、えー3問の質問をさせていただきますが、えーまっ今後、おーこのあと、おー町長選もあると言う事で、ま、これまでの実施された中身も含めた町政の、おー進捗状況、そんなのも含めて、本定例会、3問の質問をさせていただきます。

まず第1問目ですが、役場機能のデジタルトランスフォーメーション、まあ通称DXって言われてますが、これについての進捗状況についてであります。

えー町では、役場機能のデジタルトランスフォーメーションを推進することとしており

ます。まあデジタルトランスフォーメーションについては、えー役場内もありますし、バックオフィス、或いはデータ活用色々あるんですが、えー現状の、おーフロント業務、バックオフィスデータ、データ活用等でのこれまでの、おー取り組み内容、どの程度進んでいるのか、この辺についてお伺い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

塚本議員の1問目、役場機能のデジタルトランスフォーメーション、DXの推進状況についてのご質問にお答え致します。

町では、人口減少や少子高齢化社会の中にあって、多様化する住民サービスを踏まえ、業務の、業務の効率化と住民サービスの向上を図り、持続可能な行政運営を構築するため、デジタルトランスフォーメーションいわゆるDXを推進しているところであり、塚本議員からは、これらの取り組みに関する推進状況についてのご質問をお受けしているところでございます。

初めに、オンライン申請やキャッシュレス、キャッシュレス決済など、住民サービスの利便性の向上に繋がるフロント業務につきましては、えっこれらの取り組みの基盤整備として、国が進める標準、標準、えー標準準拠システムへの移行を本年の10月を目途に進めております。

えっ次に、電子決裁やペーパーレス化など、行政内部の事務を効率的に行うためのバックオフィス及び各課が保有する情報を業務改善や政策立案に、えっ活用するデータ活用についてでございますが、あ、現在これらの取り組みの基盤となるネットワーク環境の整備を進めているところであり、えー今後は標準化された基幹システムをベースに、各課が保有するデータの活用のあり方などの検討を進めて行く事としておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

塚本議員。

「塚本議員」

えー、まあ、今の説明だと、なかなか進んでないって言うのは現状かなという感じはするんですが、まあ私から言うのも何なんですが、まあ議会、もう議会も、この一DX、どんどん私は進めるべきだというふうに思ってます。

まあ毎回、このた、大量の紙ベースの資料、もう、こういう時代ではないので、あの一、まあ委員会も場合によってはタブレットであるとか、色んな部分も可能性あるので、まあこれらも含めて、まあ今後の検討課題になるんでしょうが、あの一、このDXの計画の中

にもそういうことも、一部、片隅、頭の片隅に置いてるのかどうか、議会改革の方もDX何とかしたい、この辺一点について何かご考えがあれば伺います。

**「総務課参事」**

総務課参事。

**（議長）**

総務課参事。

**「総務課参事」**

はい、えーと塚本議員の2問目にお答えさせて頂きたいと思います。

えーと一、ご、議員ご指摘の通り、こ、今後ですね、えーと一、各、えーと一議員若しくは職員も、えーとタブレットなどを活用しながらペーパーレス化を目指して行きたいと思ってございます。

まずその前には、えーと、それを活用する基盤を作らないことには、えーと活用がなかなか広がっていかないとやったところもありますので、優先的にまず基盤を整えて、えっと、そう言った物の活用を目指して参りたいと思いますので、ご理解の程、いた、お願い致します。

（「よし、分かった」の声）

**（議長）**

よろしいですか。はい。塚本議員。

**「塚本議員」**

はい。時間が掛かるって言うのは分かりましたので、よろしくお願いしたいと思います。

続いて第2問目に入らせて頂きますが、えー檜山沖洋上風力発電の今後のスケジュールについてであります。

えー昨年、檜山沖が洋上風力発電の促進地域に指定されました。まあ全国的には一部地域において、大手事業者の撤退等の動きがあり、えー経産省では昨年の12月に新たな公募制度を発表し、えー公募制度が大きく変わったと聞いております。

えーこの公募制度改正により、檜山沖、えー洋上風力発電の今後が大きく変わって行くのかなあというふうにも思われます。

えーなかなか、あの公募が進まない中で、今後の江差町で把握している、えー檜山沖洋上風力発電の、今ま、今の時点での、おーどういったスケジュールの今、現状に置かれているのか、今後、公募はいつ頃されるのか、もし一定程度の情報をお持ちであればご答弁、ご説明をお願いします。

**「町長」**

議長。

(議長)

町長。

「町長」

塚本議員の２問目、檜山沖洋上風力発電の今後のスケジュールについてのご質問にお答え致します。

檜山沖洋上風力発電事業においては、議員ご指摘の通り、令和７年さん、えっ失礼しました。令和７年７月３０日、再エネ海域利用法による促進区域に指定されたところでございます。えっ、そののち、洋上風力第１ラウンドの秋田県と千葉県の３海域の事業主体である三菱、三菱商事が撤退し、昨年１２月に洋上風力事業をす、完遂させるための新たな公募制度が経済産業省、国土交通省より示され、えっその内容は、事業実現性評価点の配点の見直しや適切な供給価格での入札がされるための価格点の、えー設計など、６点に渡るもので、黎明期にある我が国の洋上風力の導入を確実なものに、とする観点から、引き続きコス、コスト低減を重視しつつ事業完遂が可能な計画を、お一高く評価する内容で見直されております。

公募制度の見直しは、洋上風力事業の長期的・安定的かつ効率的な実施を可能とするため、その都度、事業環境等を踏まえ、えー見直されており、第４ラウンドとなる檜山沖は、より洋上風力発電事業の事業完遂性に向けた整備がされるものと考えています。

えっ当町で把握しているスケジュールですが、国では三菱商事が撤退した第１ラウンド、３海域の公募占用指針案の策定に向け準備をしているところで、檜山沖やその第１ラウンドの再公募が終了してからと想定しています。

えー檜山沖洋上風力発電事業のスケジュールについて、遅れていることは否めませんが、町と致しましては、昨年１２月に設置した官民から成る洋上風力推進プラットフォームを中心とした受け入れ体制の整備や、町内における洋上風力人材育成施設の整備に向け準備を進めているところです。

えー公募制度の見直しが洋上風力発電事業を確実なものとし、地域に対する経済効果を最大化するものと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

「塚本議員」

議長。

(議長)

塚本議員。

「塚本議員」

えー洋上風力発電の、お一関係では、えー地域貢献策、えー最大８５．５億の基金が造成されるとも伺っております。えー出来るだけ早い時期に、えー公募が行われ、入札そして、えー事業の開始を望まれるところであります。

えー続いて、人口減少の要因について、お伺い致します。

5月の29日に、えー総務省による国勢調査の速報値が公表されております。

道内人口が5年で24万人減少、500万人割れ、これは70年振りというふうに言われております。まああの檜山管内においても、7町で減少率が2桁になっております。管内最多人口であった江差町が15.7%の6,259人、まあ、ぜん、直近ではもう既に、えーせたな町が管内の、おトップの人口というふうになってるのかなと思いますが。

まあ町長は、えー町政執行方針で、人口減少、少子高齢化という課題に対し、雇用機会の創出や暮らし易い環境整備することで、人口の流出を抑制し、若年層の定住促進を図ることを目指し、まち作りを進めてきめ、来たと言明されております。

えー江差町では前回の調査から比べて、檜山管内最高の下落、うー15.7%程、おー人口が減ったという結果で、えー道南全体でも、人口が増えたのは長万部町唯一。あとは軒並み減ったと言う事で、まあ長万部町については、まあ新幹線絡みでの人口が増えたと言う事なようですが、なかなか、これは一長一短で人口を増やすと言う事は、増やすと言うよりも、むしろ人口の減り方をいかに抑えるか、という方にも力点を押さえ、もう変えていかなきゃいけないのかなというような気がしてます。

これまでの施策、これらについて再検討が求められると思いますが、町長のこれまでの、お、うー政策についての所見をお伺い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

えー塚本議員の3問目、人口減少の要因についてのご質問にお答えを致します。

5月29日に令和7年国勢調査の速報値が公表され、江差町の人口は5年前と比べ15.7%減の6,259人となりました。江差町の人口ビジョンにおける人口目標を約300人下回る厳しい数字となっており、強い危機感を持って受け止めております。

なかなか人口減少を食い止められない要因について、どのように判断しているのかとのご質問ですが、現時点で詳細な数値が公表されておきませんので、えー国勢調査の結果に基づく分析はまだ出来ませんが、住民基本台帳人口などの推計から見ると、えー自然減・社会減2つの要因があると認識しております。

令和7年度の状況を見ると、自然減に関しましては、出生数が17人に対し、死亡数が135人となっており、出生数が、し、死亡数を大きく下回っております。また社会減に関しましては、転入が371人に対し、転出が431人と転出超過となっており、これまで進めて来た子育て、えー環境の充実など定住促進に向けた、あつ各種施策が一定程度、社会減抑制に繋がっているものと考えております。

えー今後、人口動態のデータを詳細に分析し、対策の見直しも含め検討を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(「よし、お疲れさん」の声)

(議長)

塚本議員。

「塚本議員」

えー、まあ人口対策の関係で、江差町は、高校、江差高校卒業後の進学・就職で、7割が町外へ移動する構造が、もうずっと続いています。まあ町内に大学・専門学校が無い。或いは就職先が限定的。で、若い人方が暮らすための住環境だとか、娯楽が少ない。まあこういうことが非常に大きな、あ、あの人口減を食い止められない要因と私は判断しておりますが、まあ今後、これらの、お一中身は簡単には、えー軌道修正出来ないと言う事があります。

まあ先ほど質問にありましたが、この洋上風力等の設置を機に、新たな雇用の創出等を踏まえながら、人口減の、お一最小化を、是非、目指して貰いたいと思います。

以上で質問を終わります。

(議長)

以上で塚本議員の一般質問を終わります。

えー1時まで休憩致します。

休憩 11 : 43

再開 13 : 00

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

次に飯田議員の発言を許可致します。

(飯田議員)

議長。

(議長)

飯田議員。

(議員)

えーそれでは、えー私から、あー3項目について一般質問を致します。

えーまず初めは、新・道の駅の、お一運営管理体制についてであります。

えー先月、うー道の駅の地鎮祭も無事終了し、えー来年開業に向けて鋭意建設が、あー進められておるところでございます。

えっまず一つ目は、えー指定管理者として13年間の長期にわたり、えー事業者と委託

契約を、お一結ばれる訳でありますが、えー、そのチームに対しましては、真の意味での現地法人をせい、えー設立して頂き、そして、町の事業、色んな分野で、また協力をして願いたいという、頂きたいというふうに考えております。

例えば、経済団体であります商工会や観光協会等々にも加入して頂きながら、事業の結果として、納税を通して町にも貢献して頂く。そういう意味で、是非ともですね、事業者については、任意の団体ではなく、きちんとした現地法人を作って対応すべく、町に、町の方から提言をして頂きたい、求めるも、ところであります。

えー二つ目は、あー開陽丸との関係であります。えー事業者におきましては、この開陽丸の案内等のつきましては、一体的な運営がなされるという事に決まっております。えー開陽丸財団との、おー関連性や、えー特に、この開陽丸につきましては、今後、船体の大規模な改修や海底遺物の発掘が行われる訳であります。そういう意味からして、財団との関係性、関連性はどのようになるのか伺います。

更にもう一点は、現在、開陽丸については、あつ6、7名の職員の方々が勤務をしております。これらの方々の雇用は、維持継続されるべきと考えておりますので、その点について、事業団に対しまして、どのように町が提案するのか2点目、お伺い致します。

えー3点目は、江差観光みらい機構についての質問であります。

この団体とは、事業者、結構色んな面で、えー事業が、被る面もあろうと思います。事業の協働、協調性が求められるが、町としてその対応をどのように事業者に提案をしていくのか、えー質問致します。

えー4点目ではありますが、えー先月、先、先々月4月24日に、えー町民懇談会において、えー色々な質問が出されましたけれども、その中で、町の観光ガイドさんから、トイレの問題について指摘がありました。

日々、えー現場で観光ガイドとして活躍している方の意見でありますので、大変やっぱり重要だと私は考えております。やはり、トイレが江差の場合は不足をしている。

そういうような質問がありましたので、このもう設計は済んでおりますけれども、この新・道の駅のトイレの問題について、町としてどのように考えるのか、お伺いしたいと思います。

以上4点、答弁を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

えー飯田議員の1問目、新・道の駅の運営、管理体制についての4点のご質問にお答えを致します。

1点目、事業運営チームに対して現地法人設立を求める、求めるべきとのご質問でございます。

えー議員ご指摘の現地法人の設立に関しましては、地域との連携を図っていく上で意義、効果があるものと理解しております。一方で、事業者選定に当たって定めた要求水準書においては、現地法人の設立を要件として定めている訳ではございません。事業者から示されている計画は、地域のためにという考えのもと、様々な形で地域との連携、地域資源の活用、地域経済への波及に繋がる取り組みとなっていると理解しております。

え、町と致しましては引き続き、地域に根ざした事業展開となるよう事業者側には求めていると考えております。

2点目、開陽丸財団との関連性、職員の雇用継続に関するご質問でございます。

新しい道の駅につきましては、開陽丸記念館及び江差港マリーナも一体的に運営することとなり、観光客の利便性の向上や周遊の促進が期待されます。開陽丸財団においては、これまで開陽丸記念館の管理運営を行ってきたノウハウがあり、その知見は大変重要なものであると認識しており、開陽丸の価値を損なうことなく、運営の移行が円滑に行われるよう取り組んで参ります。

また職員の雇用に関しましては、指定管理を行う新しい道の駅の運営事業者の方針によるところでございますが、事業者と開陽丸職員の面談の機会をつくるなど、配慮したいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

3点目、みらい機構との共同・協調についてのご質問でございます。

江差観光みらい機構は本町の観光地域作りを推進する中核的な役割を担っており、新しい道の駅の運営においても、観光情報の発信や旅行商品の造成、誘客活動など様々な分野で協力、か、協力関係を構築することが重要であると考えております。

町と致しましても、定期的な情報共有や協議の場を設けるなど、連携強化に努めて参りたいと考えております。

4点目、女子トイレの増設についてのご質問でございます。

まちづくり懇話会において、観光ガイドの方からトイレ増設についてのごい、ご意見がありました。

道の駅におけるトイレ環境は、来訪者の満足度や受け入れ環境の向上に直結する重要な要素であると認識しております。まちづくり懇話会において事業者側からは、来場者のことを考え、きす、基数は少ないかもしれないが、荷物を持ち込むことが出来るよう余裕を持たせる考えで、ほかのスペースも考慮し、この配置となっている旨の回答をしているところでございます。

実施設計が完了し、既に着工している段階であり、げ、現時点で女子トイレの増設は難しいと考えております。

えっ尚、イベント開催時など一時的な混雑におい、混雑時には、隣接する、えっマリンスポーツ交流センターのトイレの活用なども含め、臨機応変に対応して行きたいと考えております。え、かえ、対応して頂けるよう事業者側とも協議をして参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

飯田議員。

**「飯田議員」**

よっ。えーそれでは1点、再質問を致します。

えー以前、担当課とは意見交換をさせて頂きました。ま、先週、マスコミ報道で、えー、国交省から、えー公衆トイレの指針。ま、ガイドラインが発表されました。このことにつきましては、去年から国交省の方において、全国のアナケート調査なりをしまして、要するに女子トイレの長い行列改善へと言う、そういうような、あ趣旨で、えー今回、えー国交省から指針ガイドラインが出されました。ま、新しい道の駅のトイレの数につきましては、基本設計では、あー女子用が七つ、男子用が、小が七つ、大が三、合計男子が10個、女子が7であります。

今回のガイドラインについては、この合計数が、女性の方を多くする、そういうような内容のガイドライン、つまり全国的な問題になっているのは、要するに女性はどうしても時間が掛かるので、イベント時は混雑の時は行列が出来る。そういうような趣旨から、国交省がガイドラインを出した訳であります。

私は、例えば、その、折衷案として国交省はこういうのだと思っています。ま、例えば電子看板等で入っている状況を出したり、また、しき、あの衝立を設けたりして、混雑時にはパーテーションで男女の区別を作るだの分けるとか、そういうような折衷案も今回の国交省の案では出されております。

私やっぱり、江差町としては、この事業については、国、国交省の補助、またこれから観光、まち、歴町の関係でも国交省の補助金が入る訳でございますから、これから建設、現在、建設する施設については、やっぱり国交省のガイドラインは重く受け止めるべきだと思います。私は多少のやっぱり設計変更があっても、やっぱりこういうようなガイドラインに沿うような努力はすべきだというふうに考えております。

如何でしょうか。町長、答弁を求めます。

**「まちづくり推進課長」**

まちづくり推進課長。

**(議長)**

まちづくり推進課長。

**「まちづくり推進課長」**

飯田議員からの、おー、再質問に、いーご答弁申し上げます。えー公衆トイレの、おーに関する指針ということで、えっ国土交通省の方で、えーガイドライン等々の、おー部分が出ていると言う事は、あー承知をしております。

その中で、議員がご指摘のように、えー女性トイレの、おー基数については、男性トイレよりも、おーまあ色々時間が掛かると言う事も、おー踏まえながら、えっ多くすることなど、おー色々な提言がなされているものと理解しております。

その中で議員ご指摘のように、えー看板の表示ですとか、或いはパーテーション、衝立みたいなものを使いながら、あー対応すると言う事も一つの案として示されていると、いうふうに理解しております。

えー現状、まああのー、先ほど町長からの答弁においてもございました通り、えー実施設計が完了している段階でございますので、現時点で、えー設計の見直しということまではちょっと想定はしておりませんが、あー事業者側とも色んな意見交換の中では、運営、運営の段階で、様々な、あー状況を見ながらですね、えー流動的に色々稼働的に対応出来るように、いー対応して行きたいと言う事のお話ございました。

併せまして、えー答弁でも申し上げました通り、えー隣接するマリンスポーツ交流センターのトイレを活用するなどですね、えー女性の、おーへの対応というものを含めて、えー考えて行きたいというふうに思っております。

これから運営面で色々と、おー課題が出てくると思いますので、そう言った事も含めて、事業者側とは色々と、おー協議をして参りたいと思いますので、ご理解をお願い致します。

**「飯田議員」**

はい。

**(議長)**

飯田議員。

**「飯田議員」**

はい。えーそれでは、そういうような、えー道南一を、親子連れにとって道南ナンバーワンを目指す道の駅でありますから、そういう部分については是非ですね、運用面において配慮すべきと考えておりますので期待をしております。

えーそれでは、あー2番目に入ります。

えー人口減少、少子化社会に対応した学校のあり方についてであります。えーこの事につきましては、資料要求でも頂きました。町内2小学校において、慢性的に複式学級が増えており、今後6年間のデータを見ましても、ほぼほぼ、両校においては一桁台のクラス編成であります。

ま、中には、小さい、えー少ない学級の方が、よりきめ細かな学校、学級運営、生徒指導も出来ると言う声もありますけれども、やはり一定程度のクラスの人数確保が私は理想かというふうに考えております。

そういう部分を考えますと、町内3小学校体制については、見直しや検討だいか、えー検討段階にあると思いますが、教育長の所見を求めたいと思います。

**「教育長」**

教育長。

**(議長)**

教育長。

**「教育長」**

えー、ただ今の2問目、人口減少、少子化社会、少子化社会に対応した学校のあり方に

についてのご質問にお答え致します。

町内の江差小学校、南が丘小学校、江差北小学校の3校の令和8年4月現在の児童数は166名。えっ学級数は、通常学級が13学級。そのうち複式学級は5学級となっております。

町内の児童数の推移は、今後5年間で30名程度の減少が見込まれ、児童数の、児童数に応じた学級数についても、毎年度増減はあるものの、現状の13学級とは、ほぼ変わらず推移する見込みであります。そのうち、複式学級につきましても、4から5学級と現状とほぼ変わらないと見込まれ、児童数の減少に比例して学級数が減少し、複式学級が増加する見込みは、見込みとはなっておりません。

小学校の今後の体制を検討する段階に入っているとの議員のご指摘の通り、江差町教育推進計画においても、将来を見据えた児童生徒にとって望ましい学校環境のあり方を検討することを掲げております。

町内各小中学校においては、小中一貫教育や小中連携事業等の推進、郷土芸能で、の、伝承を初めとする、特色ある教育活動を展開するとともに、少人数環境の強みを生かした、きめ細かな学習指導に努めております。

児童生徒にとって望ましい学校かん、学校環境のあり方を検討する上で、児童生徒数のみならず、多様な教育的価値や地域における学校の役割などを総合的に勘案し、町長部局と連携し、検討して行く必要があると考えておりますので、ご理解をお願い致します。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

はい。はい、ありがとうございました。あーそれでは3問目に入り、さん、3問目に入ります。

えー一部活動の地域移行と、おー送迎の支援についてであります。

まず1点目は、えー地域移行に向け、現在どのような状況にあるのか。また、あー、この地域移行に向けた実施時期の見通しを、おーまず1点質問致します。

二つ目であります。特に部活や色んな、あー交流で、遠征や練習等、現場では教師や保護者も大変ご苦勞をされております。特に、事故防止の観点からも、この、おー交通の問題については町の支援が求められますが、あーどのように考えておられるのか、教育長の所見を伺います。

「教育長」

教育長。

(議長)

教育長。

**「教育長」**

飯田議員の3問目、部活動の地域展開と、移行と、送迎の支援についてのご質問にお答え致します。

えー令和4年12月に学校部活動及び地域クラブ活動のあり方に関する総合的なガイドラインが示され、全国的に部活動の地域で、移行が進められて来ましたが、令和7年12月に新たに、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインが示されたところでございます。

令和8年度から10年度までの前期、令和11年度から13年、13年度までの後期とした6年間を改革実行期間として、令和13年度までに原則全ての部活動で、休日の部活動の地域展開を目指す事とされております。

1点目の地域移行に向けた現状と実施時期の、みと、見通しについてでございますが、現在、江差町における部活動は、野球、バスケットボール、バレーボール、卓球及び、えー吹奏楽の五つの部活動があり、その内、野球、バスケットボール及びバレーボールの三つの団体競技につきましては、近隣町と合同チームで活動し、ほかの卓球及び吹奏楽は学校単位での活動を行っているところでございます。

また、地域のクラブ活動としては、既にサッカーが活動しているほか、令和7年度には中学生を対象としたバレーボールクラブが設立され、近隣町の中学生を含めたクラブチームとして、活動も、活動を開始されているところでございますが、ほかの競技につきましては、受け皿となる団体や指導者の確保等に課題があることから地域展開には至っておりません。

当面は合同部活動を継続しながら、近隣町との協議を進め、協議が整った部活動から順次、地域展開して参りたいと考えております。

2点目、遠征や、えー練習等における送迎の支援について、ご質問についてでございます。

えー現在、教育委員会では大会参加など、遠征時には生涯学習バスやハイエースなど公用車のほか、えー状況に応じて営業車による送迎を行っているところでありますが、練習等でのそうぎょ、送迎につきましては、地域展開を進めていく中で検討して参りたいと考えておりますので、ご理解をお願い致します。

**(議長)**

以上で、飯田議員の一般質問を終わります。

**(議長)**

次に出崎議員の発言を許可致します。

**「出崎議員」**

はい。

**(議長)**

出崎議員。

「出崎議員」

私からは2問、質問致します。まず、江差港の整備方針について。

えーJR江差線が無くなった今日、地方港湾、江差港は当町において重要なインフラとなっています。江差港を巡る環境は以下の変化を期待しており、計画的な対応が必要と考えております。

えー例えば、隣接する新しい道の駅事業との連携、サーモン養殖事業ほか、えっ漁業への対応、釣り文化振興モデル事業への対応、洋上風力事業への対応、えー、かい、改正半島振興法における、えー防災支援機能の対応、えー来航する大型客船接岸対応等であります。

そこで以下お伺いします。えー港湾審議会での将来の江差港の在り方に関する議論は、えー現在どのようになっているのでしょうか。

二つ目、えー渡島半島強靱化のために、半島道路網の整備と共に江差港に函館被災地の支援機能整備を北海道開発局に要望する考えはないでしょうか。

以上、おか、お伺いします。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

えっ出崎議員の1問目、江差港の整備方針についてのご質問にお答え致します。

議員ご指摘の通り、近年、江差港周辺において様々な事業展開が計画され、江差港を取り巻く環境や役割は、単なる物流や産業の拠点から観光強靱化など多様に変化し、変化しており、えー港湾施設の計画的、えっ効率的な、あ、活用が求められております。

1点目の港湾審議会での将来の江差港のあり方に関する議論が、は、どうなっているのかとのご質問でございますが、港湾審議会は毎年開催し、都度、港湾に掛かる、関わる事業などを議題に載せ協議を進めております。

昨年9月に開催した港湾審議会では、新・道の駅の建設や陸上、洋上風力発電事業の進捗状況、釣り文化振興モデル港の指定など、江差港周辺で計画されている事業に関する情報を提供したほか、令和8年度において、長期構想の見直しに着手することを報告したところであり、今後、関係機関を交え、ゾーニング計画に関する具体的な協議を進めて行く事となっております。

2点目の渡島半島強靱化のため、半島道路網の整備と江差港に函館被災時の支援機能整備を北海道開発局に要望する考えはないかとのご質問でございます。

まず半島道路網の整備につきましては、私もその重要性を認識しており、私が会長を務める函館江差自動車道木古内江差間整備促進協議会で、平成27年の発足以来、要望活動を継続し行っているところでございます。

また、大規模災害、大規模災害を想定した災害支援機能を有する防災拠点の整備につきましては、国を含め広域的な協議の中で計画的な整備が必要であることから、全国半島振興市町村協議会や北海道港湾協会などを通じ、議員ご指摘の半島防災の強化を含め、半島地域が抱える諸課題の解決に向け、要望して参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

出崎議員。

「出崎議員」

えー、さ、再質問させていただきます。

あの、まあ平成14年の3月に一、えー江差、江差港長期構想計画が、あ、策定されております。まあ20年以上前の話ですね。

あの一、1に関しましては、これは、あの一新しい江差港長期構想計画を視野に入れていると言う事でよろしいのでしょうか。見直しをすると言う事ですね。

それから2つ目なんですけど、えー、まっ最近の防災の中ではですね、事前復興計画、これがとても重要視されています。ああ函館が被災した時に、どのような状況になるかと言う事について、あの一、まあ、半島、あっ改正半島振興法ではですね、能登半島地震を、で、見直されたということもあって、えー半島の強靱化、これがずいぶん求められるというふうになっております。

で、私自身もですね、去年の、あの一函館の防災士会、それから、今年の北海道新聞の、えー懇話会。これも防災を、函館の防災がテーマになってましたんで、ちょっと行ってですね、えー函館が被災した時にどこから支援が来ると思ってるんですかって話を、あの一指摘させて頂いてます。

あの一陸路、太平洋側の港が全部やられたときに、日本海側からですね、えー一番近い江差から函館を支援する、その事前復興計画というものはですね、とても重要だというふうに私は考えているんですが、どうも北海道とか国の視点からもですね、そういう視点がちょっと抜けてるように思っています。

で、これは是非ですね、あの一1番目の関係するんですが、えー江差港の長期構想計画の中で、その視点を取り入れて頂けないかと言う事を思ってるんですが、その辺りの見解をお伺い致します。

「産業振興課長」

産業振興課長。

(議長)

産業振興課長。

「産業振興課長」

えー出崎議員の方から、えー2点に渡って、えー再質問頂きましたのでお答えさせて頂

きます。

えーまず長期構想計画の、えー部分でございますが、えー議員のご質問、ご指摘ありましたように、えー平成14年の3月に策定以来、えー見直しがされておられません。

えー今回の長期構想の見直しについては、新しく作るものではなくてですね、えーその14年当時に、えー策定されたゾーニングの、こういったものの見直しも含めながら、えー改正して行くと言う事を基本に考えてございました。

えー2つ目のご質問でございますが、えー議員の方からは、えー半島強靱化にかん、関するあの一事前復興計画、こういったものを長期構想計画に入れて、入れるべきではないかといったご質問だったと思います。

えー議員ご質問の通りですね、あの一、現在、国の方においてもですね、えー能登半島地震を教訓に、あの広域的な港湾間連携の重要性を再認識し、再認識し、えー被災地の状況や、えー被災、えー地域の地理的条件等によっては、えー地方港湾の、えー活用も必要になることが想定されますことから、えー地方港湾における港湾BCP、いわゆる港湾の持続経え、事業継続計画の策定に関する、えー港湾BCP策定ガイドラインの改訂版が昨年、公表されたところです。

えー港湾BCPの策定に当たりましては、えー広域港湾BCPとの整合性や実効性等に留意しなければならないと言う事になっておりますことから、函館市などを含めた近隣市町さ、村との連携した協議があった、であったり、専門的な分析や調査も必要になってきます。

ただし、まあ長期構想の見直しも、して行く事になりますんで、こう言った事も視野に、あい、あの一、一つ、あの検討の材料にしながら、えー改正の作業を進めて行きたいというふうに考えてますんで、ご理解の程よろしくお願い致します。

**(議長)**

出崎議員。

**「出崎議員」**

はい、ありがとうございました。

ちょっと2点目に移りたいと思います。あの人材バンクの整備について。

えー昨年度の決算委員会では技術系職員の欠員が指摘され、えー、ておりましたが、あの、そもそも町レベルの人員数では職員だけで行政サービス全てを担うには、みりが、無理があるというふうに私は、あー考えております。

以前も提案したんですが、えー町在住の有資格者や特殊能力を持つ者をリストアップし、データベース化することで、いざという時に協力して貰う体制を整えることが、行政サービスの向上に有効と考えておりますが、如何でしょうか。

**「町長」**

議長。

(議長)

町長。

「町長」

出崎議員の2問目、人材バンクの整備についてのご質問にお答え致します。

昨年度の決算委員会において、ご指摘のありました技術系職員の欠員につきましては、本年の4月1日付にて保健師1名、土木技師1名の採用、えー職員を採用したところでございます。

一方、議員ご指摘の通り人口減少が急速に進行する中、将来的には当町においても限られた職員体制だけで多様化、高度化する行政サービスを従来通りに維持す、維持させることは、物理的にも専門的にも困難となる、困難となることも想定されるものでございます。

ご提案を、ご提言を頂き、ております町内在住の有資格者や特殊能力を持つ方々のデータベース化、いわゆる人材バンクにつきましては、行政運営の補完や住民サービスの質の維持、向上を図る上で有効となるものと認識しているところでございます。

また北海道の人材バ、バンク制度につきましては、複数の制度が存在し、その目的や様々な分野に応じて、市町村への人材の派遣などの支援を実施しているところでもあります。

今後につきましては、専門人材の確保や大規模災害時、は、大規模災害発生時などの有事の際の応援など、必要に応じて各関係各課との連携、協議を行った上で、北海道における既存の人材バンク制度の活用や町内における人材バンクの可能性などについても議論を深めて参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

出崎議員。

「出崎議員」

まあちょっと、再質問させていただきますけれども、これあの一、人材バンクについては、あの一ネクストイノベーションの方でも、まあちょっと切り口違うんだけれども、あれはあの一、介護だとか老人福祉、そのために、まあそういう人材を、まああの一登録したりなんか、えー出来るような事で検討してるんですがあ。

ちょっと私自身もう少し広くですね、例えば外国語の話せる人が、町内どこにどのくらい居るかとか、それから有資格者、まあ急に、何か緊急の時にですね、介護資格持ってる人が、看護資格とかそういう資格を持ってる方がどの位居るかとかですね、そういう事がリストアップすることで、いざという時にですね、あの一あたふたし、しないで済むと、言う事を期待したいんですが、まあ、えーなかなか行政がこれを担うと言う事も困難さはあるんでしょうけど、まっその辺、踏み込んだ、えっ何か答弁頂けないかなと思ってるんですが、どうでしょうか。

「総務課長」

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

はい。えー出崎議員から、あー再質問頂きましたので、私の方からご答弁申し上げます。

あの一、まあ町長答弁にもございましたように、えー北海道ではですね、えー様々な分野において人材バンク制度も、あーございます。

えー市町村で持ってる人材バンクを、あの持ってる所ってというのは、数少ないというふうに聞いてございますけれども、まあ基本的には、この一北海道で持っている人材バンク制度をまず活用をどう考えるかと言う事が大事になって来るのかなと。

で、まあ、今、えー出崎議員からありましたように、えーいざという時の為にですね、まあそういう、うー町内における、そういう有資格者の活用なんかも、まあ今後議論して行きたいなというふうに思ってますのでご理解願います。

(議長)

よろしいですか。はい。

以上で、出崎議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に小梅議員の発言を許可致します。

「小梅議員」

はい。

(議長)

小梅議員。

「小梅議員」

えっと早速、質問させていただきます。

初めに、空き家の実態調査についてでございます。町広報の4月号、5月号で空き家の問題が大きく報じられておりました。改めて数の多さに驚いております。

4月号での調査、3項目、地区とそれ、不良度、それから所有者の意向について載りましたが、町内会の集まりの折に、うちの町内の人、愛宕町の空き家ってもっとあるよねって。それで、もしかしたら空き家の種類によって、空き家とみなされないところもあるんだろうか。なんか、あの色々と話題になりました。

そこでお聞きします。愛宕町、空き家4戸となっておりますが、その倍くらい数はあると認識しております。今回対象となった物件はどこでしょうか。それと、空き家の定義っていうか、条、条件とか基準っちゅうのはあるのでしょうか。

それから、調査は外部委託だけで進められたのでしょうかをお聞き致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

えっ小梅議員の1問目、空き家実態調査についてのご質問にお答えを致します。

町広報4月号では江差町空き家実態調査の結果、5月号では空き家の管理について掲載し、町内における空き家の実態や地区ごとの件数、町の対策についてお知らせしたところでございます。

えっその中で公表した、愛宕町の空き家の件数とその認識との乖離についてでございますが、えっ今回の調査で用いた判定基準が関係していると思われますので、2点目のご質問、空き家の定義についてから、まずご質問、あっ、ご答弁申し上げます。

えーこの度の調査に用いた判定基準は、空き家等対策の推進に関する特別措置法及び市町村による特定空き家の、特定空き家の、おー判断の手引きにより、郵便受けにチラシやダイレクトメールが大量に溜まっているか。窓ガラスが割れたままになっているか。門から玄関まで雑草が繁茂していて出入りしている様子が無いか、などを外観目視で行い、その結果、空き家等と判、判断したところでございます。

えー次に1点目のご質問、今回対象となった4件の物件はどこかというご質問でございます。

えっ特定の物件の場所につきましては、所有者の個人情報の保護の観点から答弁は控えさせていただきますと思います。

えっ最後に3点目のごし、ご質問、調査は令和7年度、えー、えー、えー3点目のご質問ですが、ちょう、調査は令和7年度業務委託により株式会社ゼンリンが実施し、町内の、空き家の実態把握を行ったところでございます。

空き家につきましては少子高齢化や過疎化の進行により、現在、居住中の住宅等が空き家になるなど、今後も発生していくものと、おー想定しております。

えっ継続的に空き家対策を行うに当たり、町内会や住民からの情報提供を有効活用し、将来に渡り、空き家の実態把握と空き家問題の解消に勤めていきたいと考えておりますのでご理解頂きたいと思います。

(議長)

小梅議員。

「小梅議員」

はい、ありがとうございました。

あの、やっぱり外部の人だけの調査では、ちょっと無理だと思います。やはり町内会とか、それから昔から居る、あの古い人方に、ちょっと聞くなどして協力を求めた方が上手く進むと思います。

えーと一別に質問ではないですけどもあの、4月のまとめの中で、今回の調査で明らかになった課題を整理して、今後の対策に生かして行きたいと、あの一記されてますし、また5月号では、色々な、あの一具体的な取り組みが示されて、事業者との包括連携協定も結ばれたとの事ですので、まあこれから、ながーい先のある事ですので、しっかりと進めて行って欲しいと期待しながら質問終わります。

次、2問目行って良いですか。

(議長)

はい。

「小梅議員」

はい。それでは、あの一2問目にいきます。

えーと2問目は、独居老人の推移についてです。江差町の高齢化率41%、地区によっては、あの愛宕町もそうですが、50%を超えているところもあります。そんな中で独居老人の推移を見ますと、世帯数は増えていて自宅での生活者が多くなり、施設入居者、入居者が減少しています。

これは、日頃の介護予防事業や在宅サービスが整備されている成果としたら大変喜ばしいことですが、もしや、自宅で生活している人の中に、施設入居を希望しながら入れず、待機している方が含まれているのかな、どのくらいいらっしゃるのかな、とそれを、お聞き致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

小梅議員の2問目、独居老人の推移についてのご質問にお答えを致します。

議員ご指摘の通り、令和8年3月末現、えっ時点において、当町の高齢化率は41.6%に達し、高齢化が一層進行している状況にあります。一方で、施設入所者数につきましては、人口減少の影響もあり年々減少傾向にあります。

その要因と致しましては、介護予防事業の推進により参加されている方々の健康寿命の延伸が図られていることや、訪問介護や通所介護などの在宅サービスが整っており、自宅で生活を継続出来る環境が町にあると、町にあることが考えられます。

また、官民一体となって取り組みを進めている見守り体制の充実も減少要因の一つであると考えております。

ご質問の在宅で生活をされている方の中に、施設を、施設を待機している方は含まれていないのかとのご質問でございましたが、施設への申し込みを行い、在宅で生活している方も、ざい、えー在宅で、えー暮らしている数に入っております。

令和8年2月末時点での町内に施設待機者数は、えっ介護保険施設と養護老人ホームを合わせて13名となっており、えー独居世帯全体の1.2%となっております。

今後におきましても介護ニーズや人口動態の変化に注視し、高齢者お一人お一人が、あー安心して暮らせる地域作りの推進に努めまいりたいと考えております。

(議長)

小梅議員。

「小梅議員」

はい。それでは、えーと今、今のお話で待機者が13名ぐらいいらっしゃると言う事でしたが、ゼロと言う事は、ま、なかなか無いと思いますけども、普通このぐらいの人数で推移しているのでしょうか。

また、その待機の方々は、どの程度の期間で、待たされるって事なんでしょうか。それで待機期間中も、ある程度の生活は出来るような体制が整っているのかお聞きします。

「高齢あんしん課長」

高齢あんしん課長。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

えっ小梅議員の、えー再質問、施設入所までの待機期間等についてのご質問にご答弁致します。

えっ介護保険制度が始まった平成12年の今から25年前には、特別養護老人ホームの待機者数は100人近くおりましたが、先ほど町長よりご答弁させて頂いた通り、えー町全体の施設で、の待機者数は13名となっております。

えーその方々の、えー自宅で待機される期間でございますが、実際に特別養護老人ホームに確認したところ、お待ち頂く期間は早い方で、えー1週間。長くても2、3か月と聞いております。えーこの間、在宅サービスも、えー利用継続、えっ、して頂けるようにサービスを利用して頂いております。

また、施設の種類やご本人の状態に応じて待機期間は違いますが、えー急ぎ対応が必要な方への入所については施設のご協力もあり、早めに入所に繋がることもございます。

えっ今後も、在宅サービス、施設サービスが円滑に運営され、高齢者の方々が安心して暮らし続けられるよう、えー事業所ともしっかり情報共有して参りたいと考えておりますので、ご理解の程お願い致します。

(議長)

小梅議員。

「小梅議員」

はい。そのお話を聞いてとっても安心しました。ありがとうございます。

えっとそれに加えて、あの一、み、あの見守りをやってるチーム、チーム江差とか、それからネクストイノベーション、先ほど出崎さんの方からもネクストイノベーションの話がチラッと出てましたけど、そういうものの繋がりなども利用しまして、ますます住みよい町になるように、よろしくお願い致します。終わります。

（議長）

以上で小梅議員の一般質問を終わります。

次に小野寺議員の発言を許可致します。

「小野寺議員」

はい、議長。

（議長）

小野寺議員。

「小野寺議員」

えっそれでは、一般質問を行います。

今回えー、三つありますが、えーまあ、先ほども小梅議員からもありましたが、共通するのは江差町の抱えている、ま、色んな課題ありますが、特に高齢者、障がい者、またその中でも精神の方もいらっしゃいます。そういう大変、国の制度との関連の中で、江差町としてどこまで出来るのか。ま、そういう観点で、えー改めて三つお聞きしたいと思います。

えっまず最初に、介護保険関係であります。この間、この2年ぐらい、私、介護保険の問題、えー何回か取り上げて参りました。

介護保険制度は、国の一定の指針のもとに3年おきに、かなり詳しい、相当大変な業務量に関わる介護保険の関係の計画が作られます。で、その大前提には、国がもっと先に、4年5年かけて制度設計を見直す。場合によっては、法律そのものを変えて制度設計を大きく変えて行く。こういう事を繰り返しておりますが、この間、何回かの一般質問でも言ってきましたが、いよいよ今回の改正で、色んな国がゆってきた、国の立場で言うと、改正しなければならない。

まあ、私も既に高齢者。実態としても、色んな医療などのサービスも受けている立場からすると、いよいよサービスを受けられなくなるのではないかと。制限されるのではないかと。そういう事が具体的に今、国の方で法改正も含めて進められて来ている。ま、そういう実態だと私は前提として考えております。

ま、その上で、今回1問目として、介護保険の問題をお聞きする訳ですが、まず一つ目。

先ほど言いましたが、国の、今、まさしく国会で、衆議院を通過して参議院で、今、審議されて、もうそろそろでしょうかね。その国の介護保険制度の改革に対して、この間何度も町長とやり取りさせて頂きましたが、改めて、現時点での町長の基本認識をまず聞いた

いと思います。

もう少し詳しく言いますと、今回、国会で審議されているのは、法律の名前としては、社会福祉法等の一部改正案と言う事になっておりますが、その中に全部、介護保険から色んな、介護に関わる問題、えー含めて、まあ、まるめとよく言いますけれども、一本の法案で出されておりますが、中身的には、まっ少し分かり易く言うと、今まで全国一律で給付してきた社会保険の原則。沖縄でも東京でも、この江差でも基本は一律の給付。もうそういう社会保障の原則を大きく転換して地域格差、東京は東京、札幌は札幌、江差は江差。そう言う、ちき、地域格差を導入する、認める。そういう法律の案になっております。

ま、いわば公的介護保険制度を大きく変えるものとなっております。

もうちょっと言いますと、よく言われておりますが、こういう江差町の地域、中山間地域とか、更には、先程来、論議も、こ、こ、この場でもなっておりますが、人口減少地域、そこを国として、まあ国と言いましても実務的には厚生労働省が、今、細かい事を進めようとしているんですが、その地域を特定地域サービスと言うものを新設して、これまで、まっ訪問介護、ヘルパーさんですね。ま、そういう在宅サービス。それから、さっきちょっと施設の話出ましたけれども、特別養護老人ホームなどの施設の人員の配置基準が緩和されて、とても、そういう人員は確保出来ないと。必要な介護職員は置けないと困難になっている。それを改善しないで、そのまんま必要な職員は置かなくてもいい、それを追認する法案となっております。

で、もっと深刻なのは、この間、私もこの議会でも色々サービスの話、事業者の話はしてきましたが、他の地域でも既に発生しておりますが、民間業者がヘルプサービスとか、その業者がもうやってけないと言う事で撤退して、先ほど言った基準緩和のサービス、それすら提供出来ないと。そういう過疎地域においては、特定地域居宅サービス等事業という新しいものを創設して、で、ここが大事な問題なんです、要介護1から5の認定者に対する在宅サービスの保険給付を外す。

市町村が行う現行でも、要支援1、2が、まあ地域支援事業の総合事業というのがあるんですけども、そういうふうに要介護1から5までも、しようとしてるのが今の法律改正案に入っております。

で、改めて、改めてですが、もしかしたら、今回の計画にはなくても、いずれはそうなるかもしれない江差町。そういう事っちゃうの私、止めなければならぬと思うんですが、改めて今の介護保険制度の点について、町長、本来の役割、どのように認識しているのか。

また今回の制度改正をどのように受け止めているのか、この事についてまず、えー(1)としてお聞きしたいと思います。

でーもう一つ、次に、問題は、個別の問題。

えー来年、計画を作る、つまり今進めると言う事です。来年の計画、今、進めるんです。それが第、えー10期目の計画なんです。もう今まさしく現場では動いております。国からも、えーこれがどんどんどん、細かい指示が出てきますが、今どのように、どのような経過で議論されているかと言う事をちょっと聞きたいと思います。

先ほど言った中山間人口減少地域等として、江差町は、どこに入ろうとしているの。国は三つ、一般市町村とか、まっ大都市。えー、で、その地域の分類に基づいて、えーそれ

それ地域のサービス提供に係る課題がどうなんだって、関係者の間で議論して、これからのサービスの提供、今後どうなるのか、早急に検討しなければならない。まっ、そういう事に今、なっていると思うんです。

えーどのような江差町として経過があって議論しているのかちょっとお聞きしたい、お聞きしたいと思います。

この点で三つ目なんですけれども、私もこの半年と言っていいか1年と言うか、まっ直接、相談などもあって、えっ日々実感している問題なんです、国でも今、大きく法律の中に取り込もうとしているのが、身寄りのない高齢者と言う事をよく聞きますが、もうちょっと、身寄りがいても、身寄りがいても頼れる、頼れる身寄りがいない。そばにいても、色んなことで困った人を助けてくれる、そういう身寄りがいないという高齢者の問題について、国は今回かなり突っ込んだ法案設計になっております。

その頼れる身寄りがいない高齢者に対する問題。まあこれも、この間、これまでも判断能力が無いとかですね、不十分だとか言う人たちに対しても、色々せ、制度設計はあったんですが、今度、頼れる身寄りがいない人、もう私は、本当に地域にたくさんそういう方々いらっしゃると思うんですけれども、そういう方々に対して、日常生活の支援、円滑な入院、退院などの手続き、これ本当に大変です。そういうことを支援するとか。高齢者が、一人暮らしの方が死亡した後、この後処理。大変な事業、事務がありますが、そのことも支援して行こう、こういう法案の中身になっています。

ま、具体的に言うと、町とか、まあ包括支援センターですね。社会福祉協議会。これが関連した中で、まあ果たして行くという役割が今後出てきます。

まっ法施行は、2年後3年後と言う事になると思うんですが、町としても、事業実施に向けて体制を図るべきと思いますが如何でしょうか。以上3点について、町長に、いーお尋ねしたいと思います。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

えー小野寺議員の1問目。介護保険高齢者施策についてのご質問の1点目、国の介護保険制度改革に対する町長の基本認識についてのご質問にお答え致します。

介護保険制度は、社会全体で支え合う仕組みとして創設された社会保険制度であり、介護を必要とする方が、その状況、状態に応じて必要なサービスを受けながら、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう支援する事が本来の役割であると認識しております。

国会で審議されている制度改革につきましては、介護人材不足が深刻化する人口減少社会において、必要なサービスを確保するための方策として提案されているものと認識している一方で、議員ご指摘の通り、サービス提供体制や保険給付のあり方に関する見直しを含む内容であることから、利用者が必要なサービスを受ける機会が損なわれる事がないか、

また地域によってサービス水準に大きな差が生じることがないかといった点につきましては、十分な検証が必要であると考えております。

えっ今後の国会審議や制度設計の動向を注視するとともに、当町の実情や現場の声を踏まえながら、必要な介護サービスのあり方について検討して参りたいと考えております。

2点目の次期10期計画に向けての経過と議論についてのご質問でございます。

10期、えー第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に当たっては、令和9年度より施行される特定地域サービスや、国が示す対象地域区分の省令が策定中であり、えー当町が、その指定要件に該当するかどうかにつきましては、現時点で確定していないことから、一般市町村と同様のサービス提供体制を基本として計画の策定を進めております。

また、昨年度実施したアンケート、アンケート調査の結果を取りまとめ、本年5月22日に第1回介護保険事業計画策定委員会を開催し、えー調査結果の分析及び今後の課題について協議を行ったところです。

えー委員会では、高齢者は生まれ育った地域で暮らし続けることを望んでいることが確認されたほか、その実、実現に向けて、介護予防の充実が重要であるとの意見が出されております。

加えて当町におきましても、介護人材の確保や介護サービス提供体制の維持は重要な課題であり、介護よ、介護予防の推進と併せて取り組む必要があるものと認識しております。

今後につきましては、介護サービスの需要見込みや事業所の、え状況、人材確保の課題などを踏まえながら、引き続き策定委員会での協議を進め、当町の実情に即した第10期介護保険事業計画の策定に取り組んでまいります。

えっ3点目、頼れる身寄りがない高齢者等への対応についてのご質問でございます。

高齢化や単身世帯の増加が進む中、今後ますます重要な課題になるものと認識しております。

法改正では日常生活における支援を初め、入院や施設入所時の各種手続き、更には、あっ死後事ご、死後事務に関する支援体制の整備が盛り込まれており、支援を必要とする方が安心して暮らしを送るこ、えっ生活を送ることが出来る環境作りをす、進めるものと受け止めております。

一方で本事業につきましては、第二種社会福祉事業として位置づけられ、国においては都道府県、えっ社会福祉協議会を中心とした実施体制が想定されているものと承知しております。

えっそのため現時点において、町が直接実施主体となることは、予定、えーされていないものと認識しておりますが、一方で議員ご指摘の通り、支援を必要とする方の把握や相談対応、関係機関との連携においては、町や、えー社会福祉協議会が果たす役割は重要になるものと考えております。

町と致しましては、今後示される制度の詳細や役割分担を注視するとともに、関係機関と連携を図りながら支援を必要とする方が適切なサービスに繋がる体制作りについて、検討して参りたいと考えております。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい、えーと何点か再質問させていただきます。

えーっと、先ほどの町長の答弁、あの1問目で、えー町長の基本的な認識をお聞きしました。えー利用者が必要なサービスを受ける機会が、まあ損なわれることが無いよう、無いか。あと地域によってサービス水準に大きな差が生じることが無いか、まあそこをしっかりと江差町として見て行くと、まあ言う事がありました。是非、この第10期の中でやって頂きたいと思います。

それで、それを前提になんですが、まあ2番目、あー(2)(3)でちょっと、再質問を聞きたいんですが。

あの一、今後、江差町が、どういうふうに国の制度設計の中で、区域、えー中山間減、人口減少区域なのか、一般町村なのか、まあ大規模ちゅう事はありませんけれども、まあ、これは確かに町長おっしゃった通り、詳細これからです。えーですから、まあどういう基準、地域になるか、それは置いといても、問題は、私はこの地域、どう考えても十分にサービスが提供されているとか、まあそんな事はないです。

地域の実態を先ほど、まあ町長も答弁中でありましたが、えー現状をしっかりと調べて行くと言う事は本当に必要ですが、ちょっと私ここで再質問したいんですが、その現状の課題という観点ですね。えーまっ国でも論議になっておりますし、私、この地域でも本当に日々感じるんですが、まあ例えばですよ、よく、それぞれの訪問介護において、地域が狭いところで、高齢者がたくさんいるとこでしたら、その移動距離って言う事は本当に少なく済むかもしれませんが、地域が、まっ過疎、ぶ、地域、住宅が本当に離れているとするとどうしても利用者の移動が、もう時間が掛かる。そういう負担。これ業者に相当大きな部分があるんですが、例えばそういう事をしっかりと課題として論議しているのか。

それから、先ほどちょっと言いましたが、職員の確保。これも、それぞれ聞いた部分がありますが、本当に苦勞しております。職員確保。そのために、赤字の状態になっていないのかどうか。

それから、先ほどちょっと言いましたが、配置基準。えー国が示している配置基準を満たすために、その職員の確保が困難になっていないのか。まっこういう点について私、しっかりと、この江差町の事業者などとの論議も交えて行う必要あると思うんですが、まっこの点ちょっとどうなっているのか。まあ先ほどの、まあ答弁だけでは、ちょっと分かりませんでしたので、教えて頂ければなあと言うのが一つです。

で、もう一つ。えー(3)で、まあ言いました、頼れる身寄りがいない高齢者に対してですが、あの先ほど答弁頂きました。あの一是非、えー町、関係機関との連携体制作り、まあお願いしたいんですが、その中身について、ちょっとお聞きしたい事があります。

入退院が大変だとか、亡くなった方の後処理大変だ。これは一定程度、国の方で指針

を示しながら社協等が、まあ受け皿で、まあ想定されている、まあ方向にきつと行くでしょう。

で、もう一つ、ちょっとお聞きしたい具体的に。町長答弁にありましたが、私も言いましたが、日常生活における支援。その頼れる身寄りが居ないし、高齢者に対する支援、日常生活という場合に、私どうしてもお聞きしたいのは、高齢者が病院に通院する場合、どうしても体の状態が悪かったら1人で通院出来ない。そういう場合どうしているのか。これまさしく、頼れる身寄りがいない高齢者の問題。それで今、現実的にどういうことをやっているかと言いますと、えーヘルパーさんの通院介助というのがあります。が、これも一定の制限があって、で一要支援1・2は、そもそも、さっき言いましたヘルパーさんの通院介助は出来ません。

で、現状をどうしてるかと言うと、多くは、お金を払って有料で介助をつけて、まあ病院通院、場合によっては、えー、もう医師の診察室まで入る、そういうこともやってたり。

あと、国で大きな今問題になっているケアマネさんなどのシャドウワークと言って、本来は、その人たちの仕事じゃないけれども、そういうケアマネさんなどに事実上頼っている。

で、こういう事も、今後、社協等が受け皿に想定される。そういう体制作りになるとすると、また、町も連携をするとすれば、高齢者の通院の時の困難性というのは、どういふふうになっているのかと言う事を、しっかり私は捉える必要があると思うんです。その点について、今どうなっているか。

それからもう一つ。もうちょっと突っ込んで言います。

残念ながら、今、私が言ったことについては、国は、先ほど言った、じ、対策中には入っていません。確か。私の認識では。ですから国は、それは放置なんです。そうすると、今、町民の中でも本当に困っている方々いらっしゃいます。私はシャドウワークをそのまま認めるということにならない。えーお金を払っていったら、それはまた負担になりますから、今、町、これからもやろうとしていますと思いますが、介護いじ、ほ介護保険事業の、まっ地域支援事業の中で、まっ総合事業。その総合事業の大きな枠の中では、先程来あった、まあネクストイノベーションの中での、まあ地域の助け合いと言うのが有るんですが、通院の方々の一定の支援を、例えばそういう総合事業などに取り、取り組む事が出来ないかどうか。是非、この事について、えー町の見解もお聞きしたいなと思います。以上です。

**「高齢あんしん課長」**

高齢あんしん課長。

**(議長)**

高齢あんしん課長。

**(高齢あんしん課長)**

えー小野寺議員の再質問、えー介護現場での課題に対して、えー事業者を、えっ交えて話し合うなど、町としての取り組みについてのご質問だったと思います。

えー町と致しましては、毎年、町内介護事業所14ヶ所に対して、現状、待機者数、不

足している職員数など、調査票を、えー配布し、記入して頂き、更に、えー聞き取りも実施しているところでございます。

えー議員ご指摘の通り、回答の中には、人員配置基準を満たしているが休暇の取得が難しいだとか、えー無資格者への資格取得支援を行っている事業所なども有る事が、えー実態として捉えております。えー議員おっしゃる通り、現場の声を聞くことで、介護保険、高齢者施策に対しての課題も見えて来る事から、えー聞き取り調査は引き続き行って行きたいと考えております。

えっ次に、えー小野寺議員の（３）の、えー再質問、１点目についてでございます。

えー通院時の院内介助やケアマネージャーによるシャドワークの実態を捉えているのか、とのご質問で、だったと思います。

えー院内介助をサービスとして提供しております、えー訪問介護事業所は、町内２ヶ所でございます。えー本年５月時点で、院内介助のサービスを提供されている人じゅう、人数は、介護と障がいに合わせて約３７名と確認しております。よう、要支援、よう、要支援１・２と判定された方や総合事業対象者などは、ＮＰＯ法人の方のサービスを利用されている方も、えー介護保険サービスのほかに多数利用されていると認識しております。

えーそのほか、介護サービス等に繋がる前の方や、診察室に同席が、えー必要な方などは、議員ご指摘の通り、ケアマネージャーが、えー院内介助をする実態もございますが、その件数につきましては、実数として把握することは難しい状況にあります。

えー２点目、院内介助などを、えー介護保険事業の中の地域支援事業で取り組めないかというご質問につきましては、えっ今年度、総合事業という枠組みの中で、訪問型サービスＢの項目を組み込むことを、えー想定して、新たな、えー枠組みを策定中でございます。

総合事業は、町独自のサービスとして実施可能でございますので、より実態に即したサービス内容を目指して、えー策定して参りたいと考えておりますので、ご理解のほど、お願い致します。

（あい、わがったぞ。の声）

「小野寺議員」

はい、議長。

（議長）

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい、分かりました。あの是非、今、あの課長、お一答弁頂きました、えー具体的な方向で、えー取り組み、よろしく願いしたいなと思います。

次、えー一般質問の大きな２番目に移ります。

えー２番目、シルバーハウジングの入居について、と、ちょっと題名、書きましたが、も、これも、大きく言うと高齢者施策です。えー中によっては、介護保険等、まっ障がい等も含めたサービスを受けている。そういう方々の入居の問題であります。

えー具体的には、今回ちょっと、少し、細かいところに入って恐縮なんですけど、高齢者の実態がどういうことかと言う事で、ちょっとお聞きする訳ですが、シルバーハウジングに入居する際の課題であります。

まあ現在、シルバーハウジング入ってる方ではなくて、これから入居するという方について、ちょっと絞ってお聞きしたいと思うんですが。私、何回か、えーシルバーハウジングに、いー入居する相談、えっ、今ほ、江差町には北海道道営住宅にあるシルバーハウジング。それから江差町の町営住宅にあるシルバーハウジング。まあ二つと言いますか、二つの窓口あるんですけども、まあ両方とも私関わって、えー何回か支援もした事もあるんですけども。本当に手続きがもう困難です。まあ分かり易く言うと面倒くさいんです。でーそれに対して、やはり、シルバーハウジングという一定の高齢者、障がい持ってる方という特殊性から含めれば、やはり必要、支援が必要。で、じゃあ、どこが誰が支援するのかと言う事について、えーお聞きするものであります。

で、もうちょっと言いますと、まず最初の段階、住宅の申し込み。申し込みしたとしても、ペーパーだけでは入るって、どんな住宅なのか分かりませんから、ま、見学したいですね。その見学するのも、ちょっと、ゆるくないんですけども。で、そのあと、シルバーハウジングには、もう絶対的に必要なんですけれども、緊急通報システムというものを付ける関係上、電話が無かったら駄目なんです。で、今、高齢者も結構ですね、固定電話を使わないで、スマホの持ってる方いらっしゃるんですけども、スマホでは駄目なんです。固定電話が無かったら駄目なので、まあ結構それも、んーも経費的にはちょっと無駄といえば無駄なのかもしれませんが、そのエヌテーテー（正：NTT）に申し込み、申し込まなきゃならないんですが結構面倒くさいです。

などなどなど、で、最後は引っ越しです。引っ越しも簡単ではないです。江差町でやれるとしたらもう限られております。

などなど、こういう事について、ま、これまでは、まあ先ほど、まあ頼れる身寄りの方と言う事も含めて、に繋がる問題ですけども、まあ親族、知人、隣近所の方々が援助して来たでしょう。しかし今、段々それが出来なくなって、先ほど言った、もう一連の手続き。最後の引っ越しも含めて、まあ引っ越した後の片付けもそうですけれども、これが本っ当に困難になって来てるんです。

で、引っ越しという問題はもちろん、シルバー以外の、まあ一般住宅の方、町営住宅道営住宅ありますが、私は今回このシルバーハウジングに限って質問致しますが。

つまり、まあ一定の高齢者、一定のリスクのある、まあ障がいだとか、ま、中には認知症の方とか、そういう方が入りますから。そうすると、当然、その手続き関係については、もう必然的にその困難性があります。で結局、シルバーハウジングの入った方に対しての一定のサービスは、町、まあ高齢あんしん課ですが、江差町がやります。道営住宅のシルバーハウジングも、もちろん、江差町の高齢あんしん課がシルバーハウジングとして、えーそのサービス、行ってやります。

じゃあ、その入居者について、先ほど言いました、色々入るのは大変だねという部分の支援。どこが、誰が、するのか。町として。

（「質問させねば駄目だ」の声）

(議長)

質問してますから。静かにして下さい。

「小野寺議員」

どのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

(「駄目だってや、質問させねば」の声)

(「静かに」の声)

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員の2問目、シルバーハウジングの入居についてのご質問にお答え致します。

えーご存知の通り町内には、道営住宅とちょ、町営、え、道営と町営のシルバーハウジングが円山地区に各1ヶ所、ありまして、え、道営は15戸、町営は9戸、計24戸が設置されております。ちゅうお、町営住宅につきましては、江差中学校を向かえにある円山第4団地の一階部分、全てが位置づけられているところです。直近の入居状況につきましては、町営・道営いずれも空室なしという状況でございます。

えっご質問の内容が、シルバーハウジングの入居にあたっての事前手続きに関することでございますので、公営住宅及びシルバーハウジングの管理運営を所管する、うー、か、かと、かの、おー答弁とさせていただきます。

えー議員ご指摘の通り入居時における各種手続きや引っ越しに伴う困難さは、えー高齢化や単身世帯が増加する中で、円滑な入居が、入居を進める上で、えー大きな課題であると認識しております。

入居手続きに当たっては、申請者ご本人の努力やご家族もしくは担当ケアマネージャー等のご協力に委ねる部分が多く、周囲に頼れる方がいない入居希望者にとっては、ハードルが高いと感じられていることも事実上であると推察しています。

このため町と致しましては、こうした入居手続きの煩雑さによって入居を断念したり、新たな生活の立ち上げに支障を来したりすることのないよう、住宅の提供と生活支援の連動を適切に図っていく必要があると考えており、具体的には、入居決定段階での早期の課題把握。高齢安あんしん課を始めとする福祉部局への引き継ぎ。入居のしおりの簡素化、えー電話加入等の必要な手続きへの案内など、分かり易く丁寧な説明を心がけることはもちろんの事、手続き困難な入居者への支援体制を強化して参りたいと考えておりますので、ご理解頂きますよう、よろしくお願い致します。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

あの、なかなか大変かなあと。まああの一、担当課と言う、ま、町長おっしゃいましたが、まっ確かに、町営住宅の、まっシルバーですと、まあその部分は、少しは、少しは、出来るかなっちゅう部分があります。

じゃあ道営住宅も含めて、その先ほど言ったという部分は、その入居のし、申し込み云々かんぬんは、全部その、ど、道ですのでね。道の指定管理者という事ですから、まあなかなかゆるく無いなって、まあ聞いたんですが。えーまあ私も正直、どうしたらいいのと言う事について含めて、やはり言わなかったら中々進まないなと思って、ちょっと再質問の中で、えー論点、展開したいと思います。

あの一先ほど、ちょっとありました、確かに高齢あんしん課と繋いでという部分。あの一今ギリギリのところは、町長の答弁ではそこだろうと思います。それで、やはりどうしても高齢あんしん課の方見て再質問することになると思うんですが。

具体的に、もし、私の先ほど1問目で言ったような内容を、どこかが何かが、やろうかとする、シャドウワークは別にしてですよ。あの一ケアマネさんが本当に飛んで歩いているのありますけど、それはもうね、とてもじゃないけど、ケアマネさんの仕事じゃないですよ、と思うんですが。ちょっと話ごめんなさいね。

それで、ちょっとお聞きしたいと思うんですが、江差町の社会福祉協議会、いーの中で、えーと北海道の社会福祉協議会、道社協の委託事業でしょうか。あの正式名称、非常に難しい名前なんです、日常生活自立支援事業。よく日自、日自と担当者段階、町の担当者は言っている日自。日常生活支援じり、自立支援事業と言うのがあるんですけども。

ま、私も、まっ一般的には金銭管理、なかなか金銭管理出来ないねーって言う部分だとか、あと書類の扱いもゆるくないねーって言う場合、その、えー社協の日自、日常生活し、自立支援事業を、えー利用している方いらっしゃいます。

でここで、例えば今、この問題、引っ越しなどの業務。色々一連の部分も含めてですね、この一、今の社協の事業で、出来ないんでしょうか。どこまでやるとしたら出来るんでしょうか。ちょっとこれ一、なかなか、あの一社協の事業と言う事については、知られて無い部分が多いと思いますので、ちょっとこの点、お聞きしたいと思います。

「高齢あんしん課長」

高齢あんしん課長。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

えー小野寺議員の再質問。えーと一社協から町社協が委託を受けている日常生活自立支援事業において、支援出来る範囲についてのご質問でございました。

えーこの日常生活自立支援事業は、えっ社会福祉協議会の生活支援員がご自宅を訪問して、日常生活の、えー心配事や困り事の相談を受けながら、福祉サービスを利用する手続きのお手伝いや、えー日常生活費の管理サポートを行うものでございます。えっ支援を必要とする方の判断の、状況や判断能力。それから、えー日常生活上の課題などを確認した上で、継続的に行う事業となっており、えー議員ご指摘の、えー引っ越しに関する手続き支援なども町社協において実際に行っている実績がございます。

また、継続的に行う支援でもありますので、入居後において安心して生活が出来るよう、見守り支援に繋げることが出来る事業でございます。

成年後見制度の入口となる事業であり、町と致しましても、社会福祉協議会と連携しながらサポートを必要とする方々に情報が届くよう周知して参りたいと考えておりますので、ご理解のほど、お願い致します。

(「わがった」の声)

「小野寺議員」

議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

あの一、今のお話ですと、この日常生活自立支援事業、日自で、ま、やっている事例もありますと言う事でした。

ただ、私も実はですね、金銭管理とか、書類の関係で、その事業をやっている具体的にやっている方々、まあ受けている方、知ってる方も含めて、よく存じ上げてるんですけれども、制度設計といいますか、費用負担といいますか、必ずしも、えー1から10まで、ゼーんぶ、で、出来るんでしょうかね。

あの一、えーと一、やはり場合によっては、先ほど、ちょっと私言いましたけれども、道営住宅のシルバーハウジングですと、どうしても、えー道の指定管理者との関係だとか、結構細かいところヨーイドンの時から、ま、あると思うんですけれども。まあ、そういう点で、えー必ずしも日自で、日常生活支援、自立支援事業で、まあ出来ない部分だと、私きつとあると思うんですが、そういう場合は、やはり、高齢あんしん課が総合的な窓口にと言いますか、えーそういうことをしっかりと担わないと、引っ越しする人が、なんぼも、もう三つも四つも五つも窓口があって、その中の一つが日自になるかもしれない。えー大変なことも、えー実際にありますのでね。そういう点では、日自も含めてですけれども、全体的に。

（「議長、要望でしょうよ」の声）

（小野寺議員）

仕事の、引っ越しなど、の、必要性を。

（「質問でないよ」の声）

（議長）

打越さん、いいですから。今、小野寺議員、再質。

（議長）

打越議員、今質問してるんですよ。質問ですから、私の言うこと聞いてください。お願いします。質問ですから。

はい、小野寺議員、どうぞどうぞ。

（「駄目だって」の声）

「小野寺議員」

ま、高齢あんしん課が一定程度総合的に、そういう部分を支援すると、まあそういうことも、私は必要だと思うんですが、その点についてどうでしょうか。

（議長）

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

えー小野寺議員の再々質問。えーシルバーハウジングの入居に関しまして、高齢あんしん課が総合的に支援することもあるのではないかとご質問だったと思います。

えっ特に、道営シルバーハウジングの手続きを進める際につきましては、え、苦慮される部分があるとの事でしたが、えー北海道が示しておりますシルバーハウジング管理方針の北海道道営住宅条例施行規則に基づき、提出される日常生活状況申立書の、えー記載が高齢の方であれば、苦慮される部分ではないかと思ひます。

えっ町では、入居申し込み後に、えー、あつ、入居を、えー希望される際、もうき、申込書を受け取り、えー入居対象者の要件に、えっ合致するか否かについて、回答する流れとなっておりますが、えっ過去にも、高齢あんしん課窓口に記載への相談を受け付けた事例もございます。

えっその際には、実際の入居の、入居後のシステムについて詳しく説明をさせて頂き、ご自身に合わないと言う事を理由に取り下げられた方や、そのまま入居にか、なった方もいらっしゃいました。

えっ現段階では、総合的に支援すると断言は出来ませんが、えー入居手続きの際に苦慮

される部分が有る場合は、えー担当部署とも連携を図り、丁寧な説明をお互いに出来るよう共有して参りたいと思いますので、ご理解のほどお願い致します。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

はいあの一、是非、今の点も含めて、えー色んな改善よろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと時間の関係上3番目に、えー移ります。えーっと3番目、精神障がいについてであります。

あの一先ほどもちよつと言いましたが、私、障、いわゆる障がいの問題についても、この間、何回か取り上げて来ました。今回、その障がいの中の、まあ一つと言いますか、一つの分野と言いますか、えー精神障がいについて、えー、まっ最近、私、取り上げたことがありますでしたので、えーちよつと取り上げたいなと思います。

えー二つありますが、まず一つ。あの先ほど、ちよつと言いました、えっと障がい者の問題については、江差町障がい福祉プラン、まっ、と言うのがあります。えーこの中に、その精神障がいについてね、あまり書いてること少ないんですよ。で、一番、一番重要なことが、このカギカッコの事なんですけれども、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むと、こういうふうになっているんです。

ただ、私どうもね、これピンとこないんですよ。えー、その精神障がいの方と本当にもう何人の方と色々こう接しておりますが、じゃあ具体的に、ど、どうなってんのかなということで、改めてまず基本的なことで、えーちよつとお聞きしたいと言うのが①。

で、②。ちよつと具体的な問題で恐縮なんですけれども、函館の精神病院から退院した患者さん。それで、特にその時点で、帰ったあと、介護も、特に、う、受けてない。障がいの、まっサービスも受けていないと言う方。ま、そう言う方が、ま、いらっしゃいました。ま、ほかにもきつといらっしゃるでしょう。で、その場合、退院した場合の、あのフォローと言いますか、まっどのような対応なのか、このことについて、まあお聞き一、その答弁によってはちよつと再質問したいと思っております。お願ひ致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員の3問目、精神障がいについてのご質問にお答え致します。

1点目、江差町障がい福祉プランにおける障、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた具体的な取り組みにつきましましては、本人の希望が前提となりますが、医療機関から支援が必要な方の連絡があった場合は、生活全般の不安解消に向け、関係者による個別ケース会議を開催しながら、必要な支援を行っているほか、自立支援医療受給者証の新規交付や更新の際は、担当職員より現状や困り事など、えー聞き取り、聞き取りし、支援が必要な場合は、医療機関や関係機関と情報共有を図って対応を図り、対応を行っております。

2点目、函館の精神科病院から退院した患者で、特に介護、障がいの公的サービスを受けていない方に対する具体的な対応につきましましては、1点目でご答弁を致しましたが、本人の希望を踏まえ、医療機関から退院や支援の必要などの連絡がない、ない場合や、退院後本人から困り事など相談がない場合は、具体的な把握や対応が難しい状況でございます。

現状では、年に1回の受給者証更新期の相談や本人・ご家族から連絡があった際は、相談内容に基づき、健康推進課や高齢あんしん課などの関係機関、また保健所・医療機関そ、えー相談支援事業所などの関係機関と連携を図り、対応を行っているところでございます。

えーいずれに致しましても、精神障がい者に限らず、障がいを持っている方を含め、住み慣れた、あー地域で、安心した生活の実現に向け、向けては、生活全般の不安解消の取り組みが重要であるとの認識のもと、あっこの間の議会でも、えー議員からのご質問に対しご答弁しておりますが、障がい者、あー障がい者やご家族の方、また町内会や民生委員に対し分かりやすい福祉サービス制度のす、周知を図り、気軽に役場へ連絡相談できる体制を整え、必要な支援や福祉サービスの利用に繋げるなど、地域全体で支える仕組みの構築に努めて行きたいと考えておりますので、ご理解願います。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

あの一、前回、も、一般質問で取り上げたんですけれども、町長の、ま、えー政治姿勢と言いますか、不幸ゼロの町を作る。まあ目指す。えっ色々、個別の町単独の事業も、えー作ってきました。

また、江差町の、えー国等の制度の中で、介護ももちろんですが、障がい、まっ色々な制度設計ありますが、私この間言って来たのは、その制度設計、それが届いてこそ、必要な方に届いてこそ、本当にそのサービスが実現される。

えー先ほども、ちょっと答弁中にありました。えーっと、本人の希望が前提となりますがとかですね。私、同じ言葉を使います。町のサービスでは駄目ではないかと言う事を改めて、ちょっと言いたいんですよ。

自分自身で積極的に役場に相談する。それは、えー、ま、介護だとかですね、ま、そういう方は、まあいらっしゃるでしょうし、ましてや身内いるとか、えー頼れる方がいらっしゃるでしょうけれども。一人暮らしで、えーほとんど、えー人との付き合いもない、などの方は、なかなか自ら、えー自分のことについて積極的に支援を訴えると言う事が出来ないという方もいらっしゃいます。

で、私、そういう方の、方のことについて、まっこの間、まっ何回か、まあ取り上げてきたんですけども、今回改めて、えーそういう、まあ、ちょっと実、実例て言って恐縮なんですけれども、まあそういう場に遭遇したので、えー町の考え方をしっかりとお聞きしたいと思うんですが。

個々の、個々の担当者の問題ではなくて、やはりこれは江差町と言いますか、担当課といますか。えーシステムとして、しっかり何らかの形で、例えば退院が本人から連絡がなくても、何らかな情報で確認できたら、まずそこを訪問する。

特に精神の方で一定程度、状態が重くて入院した方。えー多少良くなって退院したとしてもやはり、色々心配な面があります。で、ましてや單身の方、普段もう、ほとんど外に出ないと言う方については、本人から連絡なくても、そういう情報がもし入るのであれば、まず、まず訪問する。そういう体制を町として、担当課として、もうしっかりね、確認する必要があると思うんです。

私、是非、それは、これは町民福祉課でしょうか。場合によっては健康推進課でしょうか。んん、場合によっては高齢あんしん課も出てくるかもしれません。

えー全て、えー高齢・障がい問題も含めて、その一町ではない、よく国ではアウトリーチという言葉を使います。是非、そういう事を、私は位置づける必要があると思うんです。

で、改めてどうでしょうか。その点について、ちょっとお聞きしたいと思います。

「町民福祉課長」

町民福祉課長。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

えー小野寺議員の再質問に、お答えをさせていただきます。

えーまあ、精神障がいの方に対して、えーまあ町ではなくて、えー訪問支援が必要ではないかというような趣旨のご質問だったというふうに思っております。

えー先ほどあの、町長の方から答弁がありましたがー、ま、あの医療機関から、えー長期間1年以上入院されてる方っていうのは、その退院時に一、えー色々あの病院の方ですね、えー相談しながら、えー町の方にも連絡が有るという部分はございますが、なかなかあのー、短期間の入院といった部分ではですね、なかなかあのー、町の方に連絡が来ないという部分で、なかなかその把握することは難しいというふうに思っております。

ただ一方でですね、あのー医療機関に限らず、例えば町内会であったり、ご近所の方からですね、えーその方の、まあ症状を含めてですね、えーちょっと心配事などがあればで

すね、えーご連絡頂いて訪問に繋がっているケースもございますので、えーそういった場合につきましてはですね、えー、わ、我々町民福祉課に限らず、その対象者によっては保け、健康推進課、また、あの高齢あんしん課などもですね、えー含めて一緒に訪問支援に繋がって行きたいというふうに思っております。

えーいずれに致しましても、あの一、まずは、あの一役場だけ、その医療機関ということだけじゃなくてですね、あの一、この間あの一、先ほど町長から答弁がありましたように、えー色んな福祉サービス制度がありますが、非常に分かりづらい面もございます。

えーまずはあの、町内会であったり、えー民生委員の方、またあの一ご家族の方などにですね、福祉サービスの、えー制度内容をちょっとあの噛み砕いて周知しながらですね、まずは気軽に、えーまずは役場の方に連絡をして頂ければ、一番、あの一良いんですが、なかなか先ほど議員言われたようにですね、えーご本人の症状によっては連絡出来ない方もいると思いますので、そう言った場合につきましては、あの一先ほど、えー町内会や、えー民生委員の方などからですね、連絡を頂いたり、えー各医療機関であったりですね、またあの、チーム見守り江差などのですね、色々な団体と情報共有を図りながら、えー必要な訪問などを含めた支援に繋がって行きたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

「小野寺議員」

はい議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

あの最後の話、課長、是非それ、よろしくお願いします。

あの一色んな機会、まあ町内会でも、まあ老人クラブでも、いいかもしれません。何らかの機会、あのなかなか、個人情報に繋がるようなことを全体で話すということは、まず難しいでしょう。ですから基本的な枠組みだけでも、そういう事を何らかな形で、えー力を借りる。あの民生委員協議会でもいいかもしれません。そういう力を借りると言う事を制度的にやって行く、是非それをやって頂きたい。

えー最後はまあ、ちょっと要望になっちゃいますけれども、是非よろしくお願いします、私の質問を終わらせて頂きます。

(議長)

以上で、小野寺議員の一般質問を終わります。

(議長)

以上で、今定例会に通告のありました一般質問は、全て終了致しました。

これで一般質問を終結いた、致します。

2時45分まで休憩致します。

休憩 14 : 32

再開 14 : 45

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

日程第6、報告第1号、令和7年度江差町一般会計継続費繰越計算書についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

報告第1号、令和7年度、7年度江差町一般会計継続費繰越計算書についてでございます。(仮称)道の駅かもめ島整備事業等に係る継続費について、別紙の通り通次繰越したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、これを報告するものでございます。

具体的内容については、担当課長より説明致しますので、よろしくお願い致します。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

それでは報告第1号について、補足説明させていただきます。

差し替え後の継続費繰越計算書をご覧ください。

本件につきましては、自治法施行令により、継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算のうち、その年度内に支出を終わらなかったものは、当該継続費の継続年度の終わりまで通次繰越して使用することができ、この場合においては、翌年度の5月31日までに、継続費繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを報告する必要があります。

令和7年度一般会計の継続費は記載の3事業で、年割額の設定が、(仮称)道の駅かもめ島整備事業は3ヶ年のうち、令和8年度と9年度の2ヶ年度。新栄デジタルテレビ中継局送受信機更新は、3ヶ年のうち最終年度となる令和8年度。円山デジタルテレビ中継局送受信機更新は、3ヶ年のうち最終年度となる令和9年度となっていることから、令和7年

度における翌年度逡次繰越額は0円となりました。

なお本議案の事前配布に当たりまして、皆様へ、一部誤った内容のものをお配りしてしまいましたことに、改めてお詫び申し上げます。説明は以上です。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第1号については以上で終わります。

(議長)

日程第7、報告第2号、令和7年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

報告第2号、れ、令和7年度江差一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和8年度に繰越して使用、使用とする11事業に係る予算について、別紙計算書の通り繰り越ししたことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

それでは報告第2号について、補足説明させていただきます。

議案書4ページの繰越明許費、け、繰越計算書をご覧ください。

本件につきましては自治法施行令により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会でこれを報告する必要があります。

令和7年度一般会計予算の繰越明許費は記載の11事業で、翌年度繰越額の合計は2億8,362万8千円となりました。説明は以上です。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許す、許します。

質疑希望はありませんか。

(「なし」の声)

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

はい、えーすいません。ちょっと私の方から。

えーっと、4番、衛生費。えー省エネエアコン導入促進事業。おーまあ今回、えー470万の、うー繰り越しと言う事で、えー掲載されております。これは3月末月現在ってことは、これ確か2月の臨時議会で出されたものだと思いますね。

と言う事は、2月3月で3件しかなかったという位置づけでよろしいんでしょうか。

それと、今現在まで、この、おー、うーと、この補助金を使ってる、うー数は今現在で、総数でよろしいです。いくつになったか教えて下さい。

「総務課参事」

はい、総務課参事。

(議長)

総務課参事。

「総務課参事」

はい。それでは増永議員の質問に、えーがい、回答したいと思います。

まず申請件数なんですけども、えっと受付期間は3月1日から5月29日までとしております。そのうち3月1日から3月31日までに、えー申請のあった件数は、えー13件になっております。

で、そのうち、3件になっている理由としましては、3月中に、あの工事が完了して、

補助金を出した金額が3件と言う事ですので、30万円というふうになっております。

で、現段階での、えー申請件数なんですけども、えー36件となっておりますので、えー、今、そうですね、全体で予算としては360万ほどの支出になるという事になります。

以上でございます。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えーつとですね、これー町民の方から色々とそのー、お話を聞くと、まーあの一江差町のこのー、補助金対象と言うのは、2027年の、うー省エネ、省エネ基準を100%でなければ対象にならないと言う事になってますよね。すると、今2026年対応のと比べると、黙って10万から、あー20万くらいお値段が違うらしいんです。

で、結局、町民は、そのまあ確かに、今、あー36件と言う事での、あーの一実績があるようですが、本来であれば、町民はもっともっと使いたいはずなんです。で一聞くとところによると、10万円の補助で、えー例えば、今、2027年の対応やるとなると、最低でも30万。と言うと、10万補助を貰っても20万追い金しなきゃいけないと言う現実問題があります。それを例えば2026年対応にすると、やはり、あーのー10万チョボチョボの追い金で出来る。20万で、総額で出来ると言う現実があります。

ですので、今、あー36件と言う事は、あと14件、枠として残ってますけども、その辺の、おー規制の、おー緩和を考えて貰えないものなのか、ちょっとご答弁をお願いします。

「総務課参事」

はい、総務課参事。

(議長)

総務課参事。

「総務課参事」

はい。それでは質問に回答したいと思います。

まずあの今回の省エネエアコンの、えーと導入補助金の、えーと財源になるのが、えー重点支援地方交付金と言う事で、あの要件としましては、省エネ性能の高いエアコンを導入すると言う事がまず一つであります。

えー今回の目的が、省エネエアコンを導入すると同時に、まあ、今、地球温暖化で暑くなってるのもあるんですけども、そのエアコンの普及とともに、脱炭素を図るというものの、あの一も目的であります。

で、残りの140万をどうするかと言う事は、えーと一、もう、今現在も受付期間が終了しており、おりますので、あの一今後の検討と言いますか、あの一振り返りで、えー検討させて頂きたいなと思っております。

あ、すいません。失礼致しました。えっと現段階の受付は、これで完了ということになっております。

**（議長）**

ほかに質疑希望はありませんので、報告第2号については以上で終わります。

**（議長）**

日程第8、報告第3号、令和7年度江差町公設地方卸売、卸売市場事業特別会計繰越めんきょひ（正：明許費）繰越計算書についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

**「町長」**

議長。

**（議長）**

町長。

**「町長」（提案説明）**

報告第3号、令和7年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和8年度に繰り越して使用しようとする江差町地方卸売市場移転新築事業に係る予算について、別紙計算書の通り繰り越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、よろしくお願い申し上げます。

**「産業振興課長」**

産業振興課長。

**（議長）**

産業振興課長。

**「産業振興課長」**

えーそれでは、報告第3号について、えー補足説明させていただきます。

えー議案書6ページの、えー繰越明許費、えー繰越計算書をご覧下さい。えー先ほど報告第2号で、えー財政課長から補足説明致しましたように、えー地方自治法施行令の規定により、繰越明許費に係る、えー歳出予算の経費を、えー翌年度に繰り越したときは、えー

一翌年度の5月31日までに、えー繰け、繰越計算書を調製し次の議会で報告することとなっております。

令和7年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算の、えー繰越明許費は、地方卸売市場移転新築事業のうち、外構工事や、えー解体工事などのに係るもので、2,795万7千円となりました。説明は以上です。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望はありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望はありませんので、報告第3号については以上で終わります。

(議長)

日程第9、報告第4号、令和7年度江差町公共下水道事業会計繰越めんきょ(正:明許)費繰越計算書についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

報告第4号、令和7年度江差町公共下水道事業会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和8年度に繰り越して使用しようとする江差・上ノ国下水道管理センターほか、電気設備更新工事に係る予算について、別紙計算書の通り繰り越したことから、地方公営企業法第26条第3項の規定によりこれを報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、よろしくお願い申し上げます。

「建設水道課長」

建設水道課長。

(議長)

建設水道課長。

「建設水道課長」

えーそれでは、えー報告第4号について、補足説明させていただきます。

えー議案書8ページの繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

えー本件につきましては、あー地方公営企業法第6げ、えー第26条第3項の規定により、えー繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、えー繰越額の使用に関する計画について、えー管理者は地方公共団体の長に、えー地方公共団体の長は、次の議会において、その旨を報告する必要があります。

えー令和7年度、おー公共下水道、おー会計予算の繰越明許費は、えー記載の事業で、えー翌年度に繰り越しは1, 100万円となりました。説明は以上になります。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望はありませんか。

(「なし」の声)

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えー、こちらの、おー金額を見てますと、あー予算計上額が、あー8, 200万。そして実質支払いが、うー2, 100万。そして、えー繰り越しが1, 100万。で、不用額が6千万と出ております。73%です。

これって、どういう形で、こう6、おー6千万という不用額が出たのか、その経緯の説明をお願い致します。

「建設水道課長」

はい、建設水道課長。

(議長)

建設水道課長。

「建設水道課長」

はい。えーこれにつきましては、えー年度当初に、えーこの江差・上ノ国、えー管理センターの、おー電気設備ほか、えー建築工事、いー要は外壁だとか、そう言った、こ、工事も含めて、えー社会資本整備事業こちらの方の補助事業で、えー予算、あー計上させて

頂いたんですが、えー内示の、おー、えー中でですね、えーこの、えー社会ほそ、おー整備事業の、おー内示がかなり、えー減額されたと言う事で、えー建築、うー工事だとか、こういうものが、えー出来なくなりまして、えー電気、いー設備更新の工事と言う事になります。

で、えーその一内訳と致しまして、えー2, 100、うー4万8千円だったんですが、この1, 100万円と言うのが、えー特注の、おー、えー電気機械設備になりまして、この機器の遅れによって、えー1, 100万、8年度に、えー繰り越しをしたと言うような内容になってますので、ご理解願います。

**「増永議員」**

はい。

**(議長)**

増永議員。

**「増永議員」**

えーそしたらですね、ま、今の説明で行くと補助金が入らなかったって言う、まあことだと思っんですけども、それは当初、そういう、その一国・道との、その一まあ、あーコミュニケーションなり連絡を、と、取った段階で分からなかった事なんでしょうか。それとも、億測でこちらの方で走っていったがための結論で、こういうふうになったんですか。

と言うのは、さっき言ったように、73%という不用額って言う事自体が、非常にこの、うー財政の中で、あまりにも少し井勘定でねえがなっている気がしてるんです。ですから、やはりこの、うー出た経緯が、補助金が出なかったっていう理由よりも、その補助金の見極め方が失敗したと言う事でよろしいんでしょうか、ご答弁お願いします。

**「建設水道課長」**

はい、建設水道課長。

**(議長)**

建設水道課長。

**「建設水道課長」**

えーまあ見極めが失敗したと、おー言うような、あー形では無くて、えー実は、えっこちらの方も、おー通常の、おー予算的に、えー社会資本整備と言う事で要望してた中で、えー国の方で、えー優先順位、こういったものの、おー精査をした中で、えー町として、江差町として、えーこれだけの金額の内示が出たと言う事ですので、えーまっ、えーうちとしてましては、えーこの金額全額、うーつけて頂きたい、いーと言う事での予算要望したんですが、結果的に、えーこの73%減の、おー内示の予算になったと言う事でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

(「はい、分かりました」「分かった」の声)

(議長)

ほかに質疑きよ（正：希望）ありませんので、て、報告第4号については、以上で終わります。

(「はい」の声)

(議長)

日程第10、報告第5号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

報告第5号、和解及び損害賠償額の決定の処、専決処分についてでございます。

地方自治法180条第1項に規定する議会の委任による議決事件について、令和8年5月7日をもって専決処分致しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

具体的内容については、担当課長に説明致しますので、よろしくお願い申し上げます。

「建設水道課長」

建設水道課長。

(議長)

建設水道課長。

「建設水道課長」

えーそれでは、あー報告第5号、和解及び、えー損害賠償額の決定の専決処分について補足説明させて頂きます。えー10ページをお開き下さい。

えー事案の概要です。えー本年2月13日の、おー午後4時30分ごろ、えー江差町、おー字小黒部町363番地先の、えー町道朝日校線において、えー甲は、えー社用車を運転中、カーブに差し掛かり、えーカーブ手前でブレーキを踏んだがスリップし、そのまま、あー町の所有する、えー誘導標識へ衝突し、誘導標識を、えー損失させたものでございます。

えー両者は、あー上記に起因する損害について、甲の負担と責任において賠償するとともに、賠償することとして、えー交渉を進め、和解することで合意を得たものでございます。

えー和解の概要です。えー上記の、おーきん、上記に、えー起因する、うー誘導ひ、標識の賠償に関わる損害額が合計34万9,532円であることを確認し、えー甲の加入する損害賠償保険にて原状復旧することとしました。

えーこれらについて、えー上記事項については、今後、物件損害及び、これに伴う一切の、おー債権債務関係がないことを確認して和解してございます。以上です。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第5号については以上で終わります。

(議長)

日程第11、報告第6号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

報告第6号、和解お、及び損害賠償額の決定の処、専決処分についてでございます。

地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による議決事件について、令和8年5月28日をもって専決処分致しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、よろしくお願い申し上げます。

「高齢あんしん課長」

高齢あんしん課長。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

えっそれでは、報告第6号について、ほ、補足説明させていただきます。議案書12ページの専決処分書をご覧ください。

本件につきましては、本年3月18日水曜日、えっ高齢あんしん課職員が江差町字円山299番地46のサツドラ江差店、えー駐車場において、バックにて駐車する際、右側に駐車していた車両のフロントバンパーに、当課運転の車両のリアバンパーが衝突し、破損させてしまったものです。相手方の車両に乗車していた方はおらず、怪我などはございませんでした。

えっ和解の概要につきましては、損傷した相手方のフロントバンパーの補修費用及び代車費用が6万4,516円であることを確認し、町が加入する損害賠償保険にて給付し、保証するものとし、これをもって町及び相手方のあい、間には、今後一切の債権債務関係が無い事で5月15日に示談致しました。

今後におきましては、このような事故が起きないように、十分注意して運転して参りたいと考えてございますので、よろしくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望はありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第6号については、以上で終わります。

(議長)

日程第12、報告第7号、和解およ、及び損害賠償額の決定の専決処分についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

報告第7号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてでございます。

地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による議決事件について、令和8年6月4日をもって専決処分致しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、よろしくお願い申し上げます。

「総務課参事」

総務課参事。

(議長)

総務課参事。

「総務課参事」

はい。それでは私の方から、えー報告第7号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分について、補足説明したいと思います。

えーと議案の方はですね、議案目次その2って書いてる方をご覧頂きたいなあと考えております。2ページのせ、ページ、2ページ目の専決処分書をご覧下さい。

えー2番目の事案の概要から説明したいと思います。あの本件につきましては、令和8年3がにじ、3月23日に江差町字陣屋町343番地において、甲がなんしょうさい（正：難視聴）対策として管理している小平沢地区のテレビアンテナケーブル設置木柱が、腐食、劣化により強風のため根元から倒壊し、A氏宅の屋根をそ、破壊、破損させたものでございます。

えー和解の概要でございますが、えっ甲は、乙が被った、ひ、損害額26万5,243円について、乙に対し賠償する義務があることを認め、えー甲が加入する賠償、賠償補償保険により補償費全額、支はる、支払うものとしたものでございます。

上記内容により乙は甲に対し、今後、上記いっかい、上記以外の一切の債権債務関係が無い事を確認しているものでございます。以上で説明を終わります。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第7号については、以上で終わります。

(議長)

日程第13、承認第1号、令和8年度江差町一般会計補正、補正予算第3号の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

承認第1号、令和8年度江差一般会計補正予算第3号の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第190、あっ失礼しました。ひゃ、179条第1項の規定により別紙の通り専決処分を致しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

HBCラジオ江差中継局管理用道路整備事業について、中東情勢の緊迫化等により建設資材の単価が著しく上昇しておりますが、同ラジオ中継局の保守点検が6月末に控えていることから所要の経費につきまして、令和8年5月18日付をもって専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、承認頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財務課長」

それでは承認第1号について、補足説明させていただきます。

議案書15ページの補正予算構成表をご覧ください。HBCラジオ江差中継局管理用道路整備資材高騰分です。

本件は本年第1回定例会において、繰越明許費を含めた補正予算を議決頂いたのですが、工事発注に当たり設計書等を精査したところ、中東情勢の緊迫化に伴う資材費等の高騰により工事費に不足が生じる見込みであることから、所要の経費、えー金額を措置したものです。

ラジオ中継局の保守点検作業が今月末に行われることとなっており、早急に着工する必要がありますことから、5月18日付けで専決処分したものでございます。補正額は260万円。全額一般財源となります。

説明は以上です。ご審議の上、ご承認頂きますよう、よろしくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。  
ごんも、質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えー先ほどの説明で、まあ3月定例議会で1千万、の、約1千万の承認が得られて、3ヶ月間で、えーまあ、あー26%アップって言う事は、その3ヶ月前の3月定例議会で予測できなかったんでしょうか。質問、お願いし、あつ答弁お願いします。

「総務課長」

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

えーと私の方で、えー積算も行っておりますので、私の方から答弁させていただきます。

あの一3月議会で、えー補正する段階では2月の中旬、まっ上旬から中旬にかけて、えー積算をして、まあ見積書を徴取して、えー3月議会で補正させて頂いたところでございます。

まあ中東情勢はその後、2月の末でございましたので、それから急激に、まあ、その資材によって幅はあるんですが、今回の資材については、えー改めて新年度に入って見積もりを取ったところ、これだけの、おー増額となったという内容でございますので、ご理解頂ければなというふうに思います。以上です。

(議長)

他に質疑希望はありませんので質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め直ちに採決致します。

承認第1号、令和8年度江差町一般会計補正予算（第3号9の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって承認第1号については、原案の通り承認されました。

(議長)

日程第14、議案第1号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第1号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法施行令等の一部改正、保険税率等の、あー保険税率の改正に伴い、江差町国民健康保険税ぞ、条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

「税務課長」

税務課長。

(議長)

税務課長。

「税務課長」

それでは、議案第1号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足説明致します。

議案書は25ページから30ページ、資料については1ページから34ページの資料1となります。資料1ページをお開き下さい。

江差町が北海道に納める令和8年度国民健康保険事業費納付金を町で実施する各種保険事業の経費や国・道からの交付金で差し引きし、残りの額である必要保険税額を算出します。その必要保険税額を国民健康保険税として賦課徴収するために試算した資料となっているのが1ページでございます。えー本年度より子ども・子育て支援金創設に伴い、子供分を追記をしております。

2ページ目をお開き下さい。えー3、子ども・子育て支援金創設に伴う改正についてです。

子ども・子育て支援金は、少子化対策の財源として、令和8年度より医療保険に加入する全ての人が社会保険や国民健康保険といった医療保険料に上乗せして負担する制度です。子ども・子育て支援金における賦課方式は、医療分、後期分、介護分と同様に、所得割、均等割、平等割の三方式とし、18歳に達する日以後の最初の3月30日以前である者の子ども、いわゆる高校生年代までの子については、均等割が全額軽減され、軽減された均等割分を18歳以上の年代で負担、カバーする仕組みとなり、保険税率は北海道の統一保険料となっております。

子ども・子育て分を含めた国民健康保険税率については、4、令和8年度国民健康保険税率の改正に記載の通り、合計税率では所得割が13.15%で、前年比0.72%の増。均等割が4万4,400円で1,300円の増。18歳以上均等割で100円、平等割が4万3,100円で、2,200円の増となることや、保険税を支える国保世帯数、被保険者数の減少に伴い、昨年度と比かし、比較し、保険税が増額となるところでございます。

なお、令和12年度の北海道統一保険料に向けて段階的に保険料率を引き上げることで進めており、医療分の必要保険税額が、えー不足するため、えー基金から100万円を補填し、必要保険税額の軽減に努めることとしております。

次に資料3ページ、5、地方税法施行令の改正です。

改正の内容につきましては、医療分の賦課限度額が1万円引き上げられ、67万円に、後期高齢者支援金分及び介護分は据え置き、子供分で3万円となるもので、国民健康保険税の課税限度額が109万円から113万円となるものでございます。

また、同じく地方税法施行令の改正に伴い、減額措置に係る軽減判定所得の基準額が引き上げられ、5割軽減基準額で現行30万5千円の基準額が31万円に、2割軽減基準額で現行56万円の基準額が57万円となるものでございます。

次に6、未就学児の均等割額に係る軽減措置額の改正については、この度の税率改正に伴い、軽減後の額を資料に記載しております。記載しておりますので、お読み取り願います。

また、資料4ページには、保険料、保険税率や軽減の一覧、5ページから9ページは改正条、条項ごとの改正概要。10ページ以降は新旧対照表。33ページから34ページには、子ども・子育て支援金の概要チラシを添付しておりますので、ご確認下さい。

最後に、改正条例の施行日ですが、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用することとしております。

以上が、一部改正の内容となりますので、ご審議方よろしくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。  
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め直ちに採決致します。  
議案第1号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手をお願い致します。

(議長)

挙手全員であります。  
よって議案第1号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第15、議案第2号、令和8年度江差町一般会計補正予算（第4号）についてを議題と致します。  
提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案説明）

議案第2号、令和8年度江差町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。  
今回の補正につきましては、小学校特別支援教育対策、知能検査研修のほか、一般事業における、つ、追加補正や財源更正など12ぎ、事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,588万8千円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ８０億５，０５３万円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

（議長）

財政課長。

「財政課長」

それでは議案第２号について、補足説明させていただきます。

議案書３３ページの補正予算構成表をご覧ください。

初めに、職員研修、小学校特別支援教育対策、知能検査研修です。関連がございますので、構成表の下から２段目の小学校特別支援教育対策、えー知能検査研修につきましても併せて説明致します。

年々特別な配慮な、配慮が必要な児童生徒が増加傾向にある中、町教委では、そうした子供たちを適切な支援に繋げるため、世界的に広く使われている代表的な知能検査WISC-Ⅳを実施しています。WISC検査では、５歳から１６歳１１ヶ月の子供を対象とし、子供の知的発達が同年代でどれくらいの位置にあるのか。子供の特性や得意なもの、不得意なものなどが分かる検査です。

本研修は、子供の認知特性がより多角的で詳細な分析が可能となる最新版WISC検査WISC-Ⅴを当町においても取り入れるため、検査を実施、分析するための要件である、公認心理士資格を有する町教委の指導主事の受講費用を措置するものです。

補正の内訳につきましては、総務費が職員旅費と研修会負担金、教育費が検査マニュアル及び検査用具、検査結果分析用のソフトウェア代金となっております。補正額は総務費が１５万６千円、教育費が２４万４千円で、合計４０万円全額一般財源です。

次に、行政情報化電子自治体推進庁内ネットワーク強靱化サーバ更新です。

本件サーバ更新業務につきましては、本年度予定しております基幹系システムの標準化対応及び庁舎内ネットワーク環境の見直しと併せて、効率的な整備手法について検討、検討を進めているところ、ネットワーク全体の見直しには、なお一定の期間を要する見込みであり、現行設備については、継続して適切な運用を確保する必要があることから、引き続きインターネット系サーバの保守管理に必要となる経費の補正をお願いするものでございます。補正額は５６７万６千円。全額一般財源です。

次に、江差町かもめ島交流拠点作り基金積み立てです。

本件につきましては、本日、行政報告のありました、あーが、寄附意向に従いまして、新・道の駅整備を踏まえた上町下町の商店街振興など地域経済活動の振興発展に繋げていくため、同基金へ、と、お一寄附金の全額を積み立てるものです。補正額は２１４万円です。

次に、国標準化システム導入に伴う印刷発注業務です。

本年10月から国の標準化システムが本格稼働することに伴い、個人住民税に係る納税通知書、及び町税の納付書を標準化してレイアウトに調達するものです。補正額は39万6千円。全額一般財源です。

次に、総合行政システム改修業務、旧氏及び旧氏の振り仮名表記等に係る対応です。

本事業は、当町の住民きの、えー失礼致しました。住民記録システムの機能追加により、戸籍の附票に旧氏及び旧氏の振り仮名を記載し、マイナンバーカードへの旧氏及び旧氏の振り仮名表記等を可能とするとともに、住民票や本人確認情報に振り仮名記載を反映させるものです。補正額は198万円、財源の全てが国の社会保障税番号システム、制度システム整備費補助金です。

次に、有害鳥獣駆除です。

本年度、町のヒグマ対策として行う捕獲事業や、出没防止対策に関する経費について、道へ補助要望していたところ、本年3月26日付で内示がありましたことから、同支出金と一般財源において、内示額498万4千円を財源更正するものです。

次に、檜山地域人材開発、開発センター浄化槽放流ポンプNo. 2及びフロート取り替え工事です。

浄化後の処理水を強制的に排水するための水中ポンプ2基のうち、No. 2ポンプ及び放流ポンプの自動スイッチと連動するフロートが保守点検によって使用や経年劣化に伴い故障していることが判明したため、取り替え工事を実施するものです。補正額は27万9千円。全額一般財源です。

次に、経営所得安定対策等推進事業です。

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産額の生産力の確保を図るため、水田活用の直接支払交付金の手続き等に必要な経費を措置するもので、江差町地域農業再生協議会を実施主体とする間接補助事業です。補正額は82万2千円。全額道支出金です。

次に、豊かな前浜作りプロジェクト、ナマコ増殖事業補助です。定例会資料2を併せてご覧下さい。

本事業は、当町における前浜環境や漁業形態に適した栽培漁、漁業を推進する略称を浜プロとして令和4年度から実施しているもので、行政報告にありました通り、本年も矢口港湾建設ヤグチダイバー株式会社様より、企業版ふるさと納税300万円をご寄附頂きましたことから、檜山漁協江差支所を実施主体として、ナマコ増殖床50基を設置する町単独補助事業を実施します。

また、増殖床の二次的な効果として、藻場造成によるブルーカーボンの取り組みを推進するものです。補正額は300万円、寄附金の全額を充当します。

次に、江差町歴史的風致維持向上計画策定事業です。資料3を併せてご覧下さい。

本事業は、今月1日開催の議会全員協議会で説明させて頂きました通り、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、いわゆる歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画を策定するもので、計画の策定を通じて、当町における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動、或いはその活動が行われる歴史的価値の高い建造物などといった、当町の歴史的風致を明らかにするとともに、その維持活用の方針を示し、歴史まちづくり事業に紐づく国の補助事業をから、活用しながら、当町の歴史観光まちづくりを一層推進

して参ります。

計画策定期間は本年度いっぱいをお一目途とし、来年度認定を目指して参ります。補正の内訳は計画さく、計画策定に係る委託料、職ひ、職員旅費及び協議会委員報償費等となります。補正額は1,030万円、財源の国庫支出金は、補助率10分の10、上限1千万円の観光振興事業費補助金です。

最後に、江差北中学校朝日方面部活動便車両リース事業です。

本事業は、朝日町方面に居住し、江差北中学校に在籍する生徒のうち、部活動を行っている生徒について、部活動後の自宅までの送迎に使用している車両を新たに更新するものです。

現在使用している車両は、児童等送迎用として、社会教育課に専用配置している10人乗りワゴンで、利用実態等から見直し後の財政基盤強化に向けた取り組みで掲げた方針通り、本年7月4日のリース期間満了をもって返却することとしておりますが、学校教育現場において、部活動送迎等で引き続き専用車両が必要な状況にありますことから、同タイプの車両を継続配置するためのリース料を措置します。

本件は長期継続契約となるもので、予算措置は全60ヶ月のうち、本年度分の9ヶ月分となっています。補正額は89万5千円。全額一般財源です。

以上、12事業の補正額の合計は2,588万8千円となりました。財源内訳は記載の通りです。

これで補足説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いを致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望はありませんか。

(「なし」の声)

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えー、今の説明の一番最後、教育費、学校管理費の、あーの車両リース事業について、ご質問致します。

えー今、あー社会的にも色々と、この一部活動関係の教育関係での事故等々、いは、あつ色々出ております。

そこでまず一つ、基本的にはこの道教委からの連絡でありますとおー基本的にはこのリース業、リースだとか自家用車等は認めていない。ただし、校長が認めればそれでOKと言う事のお話にはなってるかと思うんですけども、まず、うー、このリース車両は誰が

運転するのか、その辺のご説明をお願いします。

**「学校教育長」**

学校教育課長。

**(議長)**

学校教育課長。

**「学校教育長」**

えーただいまの増永議員のご質問にお答え致します。

えーと一、現在、えーハイエース、社会教育課所有のハイエースで、えー操業を行っております。えー実態は、えー江差町高齢者事業団に、えー運転を委託し、えー本、えーうちがリースしている車両を運転して頂いて、えー送迎を実施していると言う事でございます。以上です。

**「増永議員」**

はい。

**(議長)**

増永議員。

**「増永議員」**

えーそれならば、安全性を考えて、やはり、あー、まっ営業車を使う方向性で考えて貰えないものなのかなって、まず思います。それは子供の安全のために。

それと、おー5月19日付ですね、えーと国の方から、あーの一通知が来てるかと思うんですけども、この中に、事業者との適切な契約の締結等についてと言うところで、えー学校等が所有する自動車やレンタカー事業等から手配した自動車を利用する場合は、運転者は適切な運転免許を保持していることやって、書いてんです。適切な運転免許。

今、説明でいくと、えっ高齢者事業団に、まあ委託してるって言う事ですけども、その委託されてる高齢事業者さんに対して、適せきな、あっ適切な運転免許っていう部分をどのように判断されてるんですか。

例えば、これは、あーの、うー国の方にスポーツ庁の方にもちょっと私確認したんですけども、やはり体調の問題、それとか事故、それとかまあ、あー免許停止等々含めて総合的に判断しないと、やはり、うー子供の送迎と言う事なので、やはり十二分に、いーその辺は、検討していかなければならない。

ただ、国の方も今6月末までにその方針を出すらしいんですけども、現段階としてでも、やはり、まず第1には営業車を考えるべきだと思いますし、もし今、このまま継続するのであれば、高齢者事業さん、ぎ、ぎ、ぎのう、しゃ団（正：事業団）の、運転する方の健康管理、そして事故等々を含めた、あーの運転免許に関わる部分を、やはり町として管理すべきだとは思いますが、その辺のご答弁をお願いします。

「学校教育長」

学校教育課長。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育長」

ただ今の、あの一再質問にお答え致します。

えーと一、安全性を考えて営業車っていうのは、私達も、もちろん、それが第1優先で、これまでも、えー過去も、えーと営業車で契約していた、じ、時期もございました。

で、えっと一、営業車で、えー、が、えと一、実質あの一、受けて頂く業者がいなくなったと言う事もあって、えー止むを得ず、えーリース車両を、えーこうりやし、高齢者事業団に委託をして、えー運営をしているという、今、現状でございます。

えっ第1優先は営業車と言う事が第1優先なのは、うちも、あの一議員と、あの一同じ想いでおります。で、毎年、えっと、営業車で、えー実際に契約出来ないかと言う事を模索しながら、毎年、あの一業者の意向も伺いながら、えー適切に契約をしているという状況です。

で、現在は、えー高齢者事業団と、きちんと委託契約を結びながら、え一部活動日の運行をしているっていう状況になります。

で、今、ぎ、あの増永議員あの一、ご指摘の通り、えーっと安全面に配慮したって言うところまでは、えーと契約の条項にはございませんので、えーこちらの方から、まっお願いをしながら、そういうところを、えー高齢者事業団の中で、きちんと把握をして頂きながら、契約も適切に、あの契約の中でお願いをして行きたいというふうに思っております。

ただ今後に向けては、えーと、まだ通知が来ておりませんので、あの一、今、議員がおっしゃった通知は受けておりますけれども、これからの国の方策の動向も見ながら、えー適切にこちらの方でも配慮して参りたいというふうに思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

あの一、その運転免許証の管理を高齢者事業団に任せるのではなく、やはり江差町としても同様の情報を共有するような形をとった方がよろしいんじゃないでしょうか。

その辺ところどうですか。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育長」

え、江差町としてもと言う事でございますので、あっその、その事については、ちょっと高齢者事業団と、えー共有しながら、ちょっと、あの一検討を進めて参りたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

おー、ようやく、えっへえ。えーっとですね、1点だけ、あの一質問と言うより、私のあの一、思いを込めてですね、み、皆さんとこれから議論していかなきゃならないなと思います。

えーと、今回の質問内容ですね。えーっと歴史的風致維持向上計画に関する1点のみです。

これ中々ですね、何回も私読みました。でも、この事業とですね、やればやるほど深みが出てくるなあと、いい事業だと思ってます。これ今までの、こういう事業と補助制度って、なかなか無いのかなあと私は思ってます。

皆さんがですね、職員の皆さんが、どういうねえ、あの姿勢で、どういう、あの一感覚持ってますね、これ取り組むがって言う事が、問われる事業だと私は思ってます。

それで、まずですね、これす、10年間ですね計画含めて、かなり範囲が広いんですよ。だから、これぜーんぶ10年間分、全部きちっと、でかしてからスタートするんだったら私は、遅いのかなあと。どうしてもやらなきゃならないどこは、まず先行投資として2〜3点、先にやっめぐってという考えもねえ、私はあるのかなーと、私は思ってます。

まああの一、あの一、No. 1とNo. 2そごでな、何か喋ってるようだけど。ね。これね、良くもするも悪くもするも、町長、副町長のねえ、考え方、采配の仕方一つ、あまりね、固定観念持って、ガジガジ雁字搦めにやらなくてもいいから、職員の皆さんのやづねえ、色んな書いできますよ。色んな団体のアドバイス受げるとか、いっぱい書いできますけど、書いできますけども、まず職員の皆さんにですね、どうすると、なんがいいアイデアないがって言う事を確かめるって事が、大事じゃないかなと思ってますけど、その辺からスタートしておいて、如何でしょうか。

「建設水道課長」

はい。建設水道課長。

(議長)

建設水道課長。

「建設水道課長」

えー、室井議員の、おー質問にお答えさせていただきます。

えー現状今、この、おー計画につきましては、えーこれから、えーまずは、えー作業部会と言う事で、えー都市計画係、えー建、建設水道課の都市計画係。それと、えー社会教育の方の学芸員さん、こういったところど、えーまず素案を作成させていただきます。

で、その後に、えー庁内の、おー関係課、えーこちらの方をですね、えー招集致しまして、庁内会議と言う事で、えー中を精査させていただきます。

で、えーその後に、えー法定協議会、こちらの方を、えー構築して参りまして、そちらの方に意見を伺うと言う事で、えー今後取り進めて行きたいと思っておりますので、えー今、あー室井議員から、あーお話がありました通り、えー関係課、あーこれ集まって、えー若しくは、えー町の、おー職員、えー皆さんの意見を、おー伺いながら、えーいい、えー計画を作って行きたいというふうに思っておりますので、ご理解頂ければと思います。

「室井議員」

ちょっと待って、ちょっと待って。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

はい。

「室井議員」

よし、そういうふうにね、やって、やって下さい。あの一皆さん、皆さんもね、自信もってねえ、この計画を作ればいいんですよ。100%いいものなんか、出来っこ無いんだから、誰やっても。

ところで江差の役場のね、職員はね、こう言う事出来るんだって事ね、これこそ、ちゃんと見せるべきだと思いますよ。それをちゃんと指導するのは、副町長、町長の責任なんです。いいですか。そう言う事で、私の、注文して、私の質問を終わります。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

えっと2点お聞きします。

1点目、総務費。一般管理費の、まっ、この表で言うと2番目。行政情報が電子自治体推進庁内ネットワーク強靱化サーバー更新の、強靱化の中身、少し教えて下さい。

それで、ちょっと私の質問の背景は、この予算は、何らかの国の通達等で動いているものなのか。あの、これちょっとよく分かんないですけどね、国の方で5月18日に、長ったらしいんですけど、AI性能の高度化を踏まえたサイバーセキュリティ対策の強化についてと言う事で、あの今、要はAIを使ったサイバー攻撃なども含めて、この、今年に入ってから、もう急激に、危機感が国でも、まあ世界中ですけどね。それ自治体だって同じ問題なんですけど、その対策を、えー出してるんですけど、きっとこれではないのかな。もし、そうだとすると、要はサイバー攻撃の関係が入ってるのか入っていないのか。国は、もう相当のものを今求めていますね。詳しいのは、これからもうちょっと後になると思うんですが、なかのちよつと1点。

それで、もう一つ。あつ先ほど室井議員からもありましたが、えー土木費、都市整備、江差歴史的風致事業ですが、前回の議員協議会で色々論議ありました。あの時の部分は、何か、改めて庁内で、えー担当課で、じゃあ、こういうふうにと言う事があったのか。それとも前回の議員協議会で示さ、示した部分で、動くと言う事なのか。

先ほどの、ちょっと室井議員の答弁から言うと、私は、役場の中で雁字搦めとは言いませんが、大枠を作ってから法定協議会にするんだったら駄目だと。ある程度、同じぐらいで、色んな町民の皆さん、今回、本当にね、町内の色んな立場の人たち、今進めている部分、ありますね。横山家もあります。姥神神社もあります。それも全部、包含される事になりますから、一定の町の枠組みが出来てから法定協議会やるのではなくて、ある程度同じぐらいで走るべきだと言う意見も出しました。

まっその点なども含めて、改めてちよつとどのように考えているのか、今の答弁ですと、ある程度作ってから法定協議会という、前回の枠組みと同じ説明だなあと思ったんですが、更に私言うと、法定協議会では公募も含めてどうなんだと。委員ですね。などなどなど、色々意見がありましたけど、それは、どのように庁内等で論議されたのか、私の意見も含めて、どのように、改めて、今日、正式な臨時議会ですので、えーお答えを頂きたいと思います。以上、1、2点。

「総務課参事」

総務課参事。

(議長)

総務課参事。

「総務課参事」

はい。それでは私の方から、まず小野寺議員の1点目、行政情勢、情報化電子自治体推進庁内ネットワーク強靱化サーバー更新についてのご質問にお答えさせていただきます。

えつとこちらの補正につきましては、えーつと現在、えーつと、これまではですね、江差町役場の、えーと一回線につきましては、三層分離と言って、マイナンバー系・エルジーワン系・インターネット系という、えつと三層分離で、えーと、えー保守されてございましたが、えーとこれから標準化に伴い、えーとガバメントクラウドというところに移りまして、えーと接続だとか、そう言ったものが変更になる予定でございます。

そう言った変更に伴いですね、えーと一、こう、再構築だとか、あと先ほど議員がおっしゃられたように、セキュリティだとか、もう一度見直す。どのように接続するかと言うところをもう一度、えーと一再構築する予定でございますが、それに伴い、もう少しお時間を頂く関係でですね、現在の、えーとセキュリティ、今のネットワークを保守するための、えーと費用になりますので、ご理解頂ければと思います。

(「よーし、いいぞ」の声)

「建設水道課長」

はい。建設水道課長。

(議長)

建設水道課長。

「建設水道課長」

はい。えー小野寺議員の、お一質問にお答えさせて頂きたいと思います。

えー6月1日に、えーやりました全員協議会。こちらの方で、えーまっ、素案と言うところで、えー町の方で、えー全部作って行くと言うような、あー中身で、えー進んで行くんではないかと言うお話もありました。で、えー法定協議会のメンバーというところも、お一色々、お一ご意見を頂いたというところでございます。

えーその中で、えーまっ素案と言う事で、えー先ほど、お一室井議員の、お一答弁にもお答えさせて頂いたんですが、ある程度の素案については、えー町の方で作成して行くと。で、それに関して法定協議会の中で、えー色々な意見を頂くというところで、えーまあ、その一メンバーとしましては、学識経験者。あーそして、えー住民団体というところもあったんですが、プラス、えー小野寺議員からは、えー住民っていうところも、お一入って、えー公募というところも、お一お話が頂いておりましたので、えー公募でですね、えー1名ないし2名と言う事で、えー今後ですねホームページ、それから、えー広報等で、えー周知をさせて頂きながら、えー民家、あー住民の方々、あーと言う事も、お一一緒にですね、法定協議会の中に入って頂いて、えー内容を議論して頂くというようなことで、えー今、あー取り進めているというところでございますので、ご理解頂きたいと思います。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

えーつと後の方。あの一、ま、分かりました。えー、まあ同時、同時で動くと言うのは、正直、中々ゆるぐ無いつちゅうのは分かりますので、なるべく今、まあ室井委員とのやり

取りがありました、あの一本当に一定の部分で、協議、法定協議会に、改めて意見を聞くと、是非、それでよろしくお願い致します。

それで、最初の方ですけどもね。あの、この強靱化という中に、もう1回聞きますけれど、今、もう、もう急激に大きな問題になっている、まあそれこそ、あのー、AIも大変ですね。今、新しいものがどんどん出来て、あの、その部分の、サイバー攻撃などに対する国が今、新たに、えー今後、もう早急に作ると思うんですが統一基準。えーサイバーセキュリティ対策が作るって言ってるんですけど。

今やろうとしているのは、そ、それも含めてなると言う事なのか、それはそれで、また改めてどっかで、つまり567万円これ単独事業ですか。く、国からお金来るんですか。

あの、これからねえ、ますますセキュリティ対策、特にサイバー攻撃に対するどうするんだと言う事について、えー次から次と色々出てくると言うんですけども、あの二度手間にならないように、しっかり進めて行くべきだと思うんですが、そこら辺、ちょっとどんなふうになっているのか、教えて貰いたいと思います。

(議長)

総務課参事。

「総務課参事」

はい。小野寺議員の質問に、お答えさせていただきます。

こちら単独事業というより、これ、こちら毎年、えーとー、今あるものを、こう、あのーセキュリティを守るための、えーとー具体的に言うとどんなサーバーがあるか、何年使っているか、容量不足ないか、障害の履歴はないか。えーとー、あとサー、ウイルス対策は大丈夫か、そう言ったものを監視するための、えーとーものでございます。

えーとー、小野寺議員のご指摘の通り、この後、えーと再構築することにつきましては、そう言った無、無駄なもの、そしてこれから示される計画を基に、えーとー改めて構築して行く予定でございますが、今現在のあるものを守るというものの事業でございますので、ご理解いただければと思います。

(「はい」「よし、いいぞ」の声)

(議長)

他に質疑希望はありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第2号、令和8年度江差町一般会計補正予算案(第4号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(「はい」の声)

(議長)

挙手多数であります。

よって議案第2号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第16、議案第3号、令和8年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第3号、令和8年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

今回の補正につきましては、国標準化システム導入に伴う印刷発注業務に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ35万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,304万6千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますようお願い申し上げます。

「健康推進課長」

健康推進課長。

(議長)

健康推進課長。

「健康推進課長」

それでは議案第3号につきまして、えー補足説明をさせていただきます。えっ議案書47ペ

ージの補正予算構成表をご覧ください。

本年10月から国の標準化システムが本格稼働することに伴い、国保税に係る納入通知書等を標準化して、レイアウトにより調達するものでございます。補正額は35万5千円。全額一般財源でございます。

以上で、議案第3号に係る補足説明を終わります。ご審議方よろしくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望はありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望はありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め直ちに採決致します。

議案第3号、令和8年度江差町国民健康保険費特別会計補正予さ、補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第3号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第17、議案第4号、工事請負契約の締結についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案説明）

議案第４号、工事請負契約の締結についてでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容につきましては、

契約の目的 令和７年度（繰越） 町道陣屋椴川線第３椴川橋架換工事（旧橋解体工）。

工事場所 江差町字椴川町地内。

契約の方法 指名競争入札。

契約の金額 ５，８３０万円。

契約の相手方 檜山郡江差町字豊川町１６８番地１

株式会社 前田組 代表取締役 前田憲男 でございます。

ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望はありませんので、質疑を終結致します。

（議長）

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

異議なしと認め直ちに採決致します。

議案第４号、工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手全員であります。

よって議案第４号については、原案の通り可決されました。

（議長）

日程第１８、議案第５号、工事請負契約の締結についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第5号、工事請負契約の締結についてでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容につきましては、

契約の目的 令和8年度五厘沢山崎線第2工区道路改良工事(路体盛土工)。

工事場所 江差町字鹹川町地内。

契約の方法 指名競争入札。

契約の金額 5,126万円。

契約の相手方 檜山郡江差町字豊川町168番地1

株式会社 前田組 代表取締役 前田憲男 でございます。

ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め直ちに採決致します。

議案第5号、工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第5号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第19、発議第1号、地方財政の充実強化に関する意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配付の通りですので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第1号について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって発議第1号については、原案の通り決しました。

(議長)

日程第20、発議第2号、ゼロカーボン北海道の実現に資する、し、森林林業木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案についてはお手元の、に配付の通りですので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第2号について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって発議第2号については、原案の通り決しました。

(議長)

日程第21、発議第3号、義務教育費、こ、国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など、教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案についてはお手元に配付の通りですので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第3号について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって発議第3号については、げぬ(正：原案)の通り決しました。

(議長)

日程第22、発議第4号、道教委これからの高校づくりに関する指針(改訂版)を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案についてはお手元に配付の通りですので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第4号について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって発議第4号については、原案の通り決しました。

(議長)

日程第23、発議第5号、令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案についてはお手元に配付の通りですので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第5号について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって発議第5号については、原案の通り決しました。

(議長)

日程第24、発委第1号、交流人口拡大に関する事務調査について、並びに日程第25、発委第2号、郷土芸能維持継承に関する事務調査についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

ただ今、議題となりました、発委第1号並びに発委第2号については、会議規則第39条の規定により、発委第1号はしょかつ（正：所管）の総務産業常任委員会に付託し、また、発委第2号は、しょかつ（正：所管）の社会文教常任委員会に付託し、両委員会とも閉会中の継続調査とすることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

発委第1号は、総務産業常任委員会に付託し、また発委第2号は社会文教常任委員会に付託し、両委員会とも閉会中の継続調査にすることに決定しました。

(議長)

以上で、今定例会に付議された案件については全て議了致しました。

これで会議を閉じます。

令和 8 年第 2 回江差町議会定例会を閉会致します。

閉会 1 5 : 5 5